

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）					
会派・議員名 浦西 敦史					
年 月 日	令和6年5月9日（木）5月10日（金）				
政務活動先	国交省 防衛省 オープンハウスアリーナ太田 横浜 BUNTAI				
政務活動の目的	奈良県総合防災体制における課題及び災害時の自衛隊の対応について 国スポにむけての新アリーナ整備について				
相手方	国土交通省 航空安全部安全政策課 小型航空機安全対策官 佐孝昌平氏 専門官 田端勉氏 道路局企画課 道路経済調査室 課長補佐 野村文彦氏 国道・技術課 直轄高速係長 杉原大介氏 防衛省 総合幕僚監部 参事官付企画官 上野和人氏 防衛装備庁 プロジェクト管理部事業管理官付 調整係長高木翔汰氏 太田市 文化スポーツ部スポーツ施設管理課 課長 小此木淳氏 株式会社 YOKOHAMA 文体 部長 浅原誠治氏 横浜武道館 館長 大山圭子氏 横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課長 熊坂俊博氏 スポーツ振興課担当課長 平野直人氏				
内容、結果等	国交省 ・ 防災拠点への離着陸進入と災害時などの緊急時の対応 ・ 航空法や防災対応に対して高規格道路の必要性など ※視察の効果 を明記のこと 防衛省 ・ CH-47 の運用と群馬県飛行場の災害時活用事例 ・ 能登半島地震での活動概要 ・ 自衛隊の災害派遣についての要件 ・ 災害時の物資輸送の優先順位について等 オープンハウスアリーナ太田 ・ プロチーム利用の観点から必要最小限のアリーナ設計の工夫 ・ 音楽利用の観点から条件について ・ 企業版ふるさと納税の利用など予算獲得のための工夫について 横浜 BUNTAI ・ アリーナのデザインやスポーツや音楽イベントの多用途に対応 ・ 隣接するホテルとの連携など運営側の意見の取り入れ方に ・ 3000人規模かつ市民利用も多い武道館の課活用について ・ 民間の視点が多く取り入れられた効率的な設計の工夫				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	国交省 防衛省	近畿日本鉄道	下市口～京都	2,320 円	7
	国交省 防衛省	新幹線	京都～東京	13,970 円	4

	太田市	東武鉄道	北千住～太田	2,050 円	43
	横浜市	東武鉄道	太田～北千住	2,050 円	44
	(帰路)	新幹線	新横浜～京都	13,500 円	5
	(帰路)	近畿日本鉄道	京都～下市口	2,320 円	8
	宿泊費	10,400 円	内訳：5/9 宿泊 10,400 円		15
	会費	0 円	内訳：		
	合計 46,610 円（すべて政務活動）				
備考	添付資料：視察関連説明資料				



国土交通省 航空局
安全部 安全政策課
小型航空機安全対策官

佐孝 昌平
SAKO Shohei

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

Tel: 03-5253-8111 (直通)

: 03-5253-8737 (直通)

E-mail: [REDACTED]

株式会社YOKOHAMA文体

代表

浅原 誠治

SEIJI ASAHARA

〒231-0032

神奈川県横浜市中区不老町2丁目7番地1

045-663-8050



国土交通省 航空局
安全部 安全政策課
専門官 (教育訓練、危険物対策)

田端 勉

Tabata tsutomu

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

Tel: 03-5253-8111 (直通)

: 03-5253-8737 (直通)

Fax: 03-5253-1661

E-mail: [REDACTED]



公益財団法人

横浜市スポーツ協会

YOKOHAMA SPORT ASSOCIATION

横浜武道館 館長

大山 圭子

Keiko Oyama



〒231-0028 横浜市中区翁町2-9-10

TEL: 045-226-2100 FAX: 045-226-2110

E-mail: [REDACTED]



国土交通省
道路局 企画課 道路経済調査室
課長補佐

野村 文彦

NOMURA Fumihiko

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

Tel: 03-5253-8111 (直通)

: 03-5253-8487 (直通)

Fax: 03-5253-1618

E-mail: [REDACTED]

横浜市にぎわいスポーツ文化局
スポーツ振興部
スポーツ振興課担当課長

平野 直人 ひらの なおひと

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL 045-671-4445 FAX 045-664-0669

MAIL [REDACTED]

CITY OF YOKOHAMA

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER



国土交通省 道路局
国道・技術課
直轄高速係長

杉原 大介

SUGIHARA Daisuke

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

Tel: 03-5253-8111 (直通)

: 03-5253-8498 (直通)

Fax: 03-5253-1620

E-mail: [REDACTED]

横浜市にぎわいスポーツ文化局
スポーツ振興部長

熊坂 俊博 くまさか としひろ

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL 045-671-3200 FAX 045-664-0669

MAIL [REDACTED]

CITY OF YOKOHAMA

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER





〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町五番一号
 電話 〇三(三二六八)三一一一
 E-mail: [redacted]



防衛省 統合幕僚監部
 参事官付 企画官

上野 和人



防衛装備庁

プロジェクト管理部

事業監理官(航空機担当)付

調整係長

高木 翔汰

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町五番一号

TEL 03(3267)6255([redacted])

E-mail [redacted]

太田市は群馬クレインサンダーズを応援しています

太田市 文化スポーツ部
 スポーツ施設管理課

課長

小 此 木 淳

Atsushi Okonogi



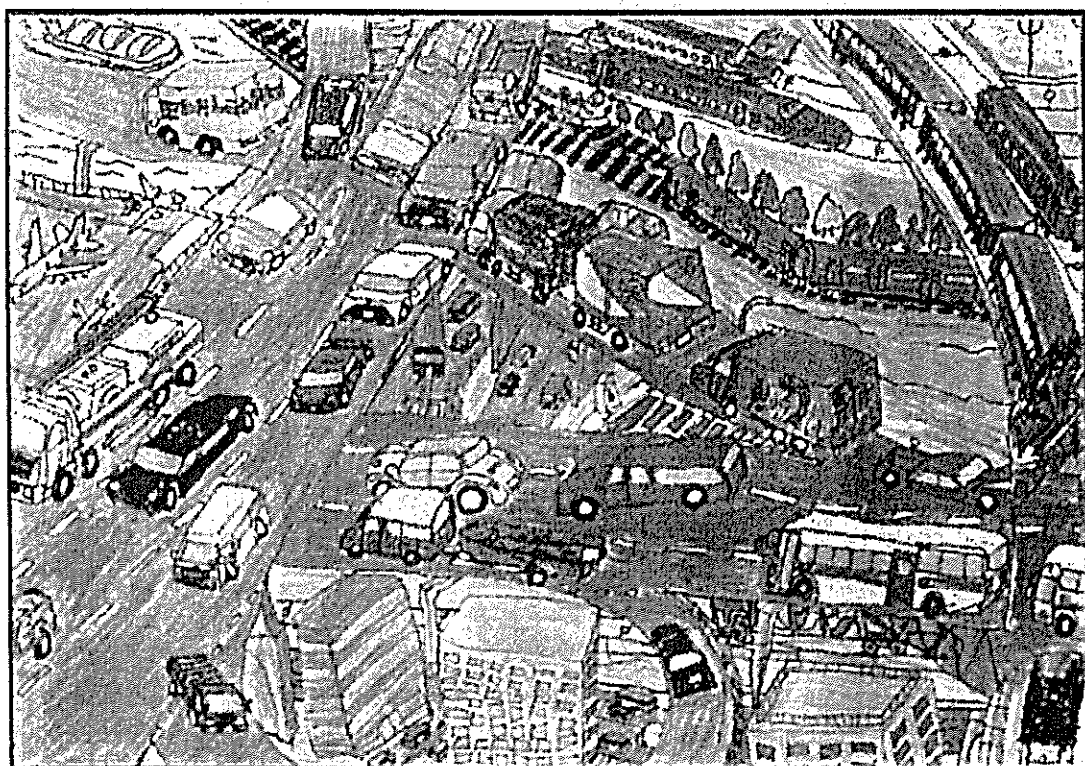
〒473-0871
 群馬県太田市3-9-1069
 TEL 0270-31-4010
 FAX 0270-31-0710
 E-mail [redacted]



2050年、世界一、賢く・安全で・持続可能な基盤ネットワークシステムの実現を目指す

ワイズネット
WISENET2050・政策集

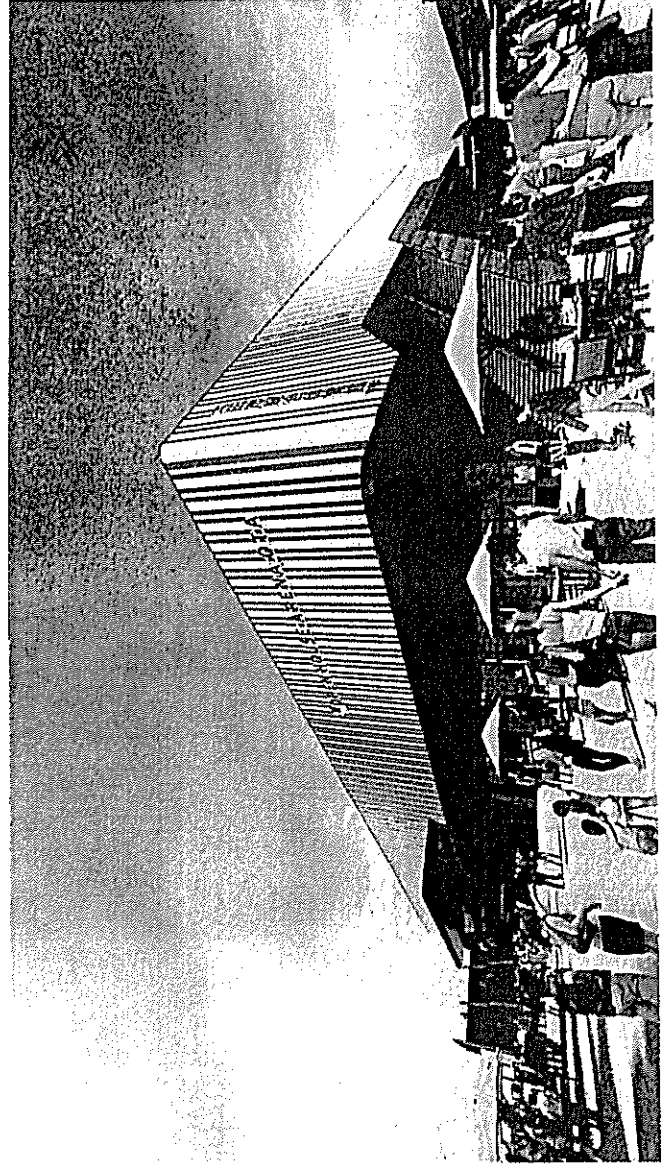
経済成長と国土安全保障を実現するシームレスネットワークの構築



国土交通省道路局

「企業版ふるさと納税を活用した地方創生の拠点となるアリーナの整備」
～太田市総合体育館(OPEN HOUSE ARENA OTA)～

群馬県太田市



(仮称)市民体育館建設事業 概要

1 経緯

太田市運動公園市民体育館は、昭和56年5月に東毛地区随一の規模を誇る屋内スポーツ施設として整備され、以来、各種スポーツ団体が主催する競技大会などに利用され、多くの市民に親しまれてきた。

しかしながら、竣工以来39年が経過し、老朽化に伴う雨漏りや設備配管等の不具合が発生するなど施設運用上支障がある状況であった。また、令和元年東日本台風(台風19号)では、代替避難所として活用されたが、雨漏り等により避難所対応に課題を残した。

こうしたことから、市民体育館の建替えを実施し、避難所拠点として備蓄品等を充実させることで、近年増加する大規模災害にも対応できる施設として安全で安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、さらには、スポーツを通じた経済活性化や地域活性化を実現する基盤として市域に効果を発現させ、市民にとって愛着のある地域のシンボルになる施設を目指すこととした。

2 事業期間

令和2年度～令和5年度(4か年の継続事業)

・令和2年4月～6月	設計・施工一括プロポーザル
・令和2年8月～令和3年6月	設計業務委託
・令和3年6月～令和5年4月	施工

3 事業費

総事業費 8,250,000千円

【補助金等】

・地方創生拠点整備交付金	1,000,863千円(内閣府)
・市町村有競技別拠点スポーツ施設整備事業補助金	100,000千円(群馬県)
・企業版ふるさと納税	約 4,400,000千円(一般企業)

4 業者選定

設計・施工一括プロポーザルにて、選定委員会(委員5名)により業者を特定

特定業者 関東・梓特定建設工事共同企業体

5 施設のコンセプト

●スポーツ活動、健康づくりを「する」場を提供できる市民スポーツ施設

- ・市民の多様な活動をサポートするアリーナ
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、だれでも利用しやすい施設

●避難所拠点として、大規模災害時の避難や避難所の支援に対応できる施設

- ・災害時に1,000人程度の避難者を受け入れることのできる施設
- ・大地震に対して十分な構造強度を有する構造
- ・インフラ遮断時にも3日間程度 施設機能を維持できる設備

●地元チームのホームアリーナとして、「持続的な地域活性化の核」となる愛される施設

- ・先端の映像、音響設備と多彩な演出に対応可能なアリーナ
- ・来場者にワンランク上のホスピタリティを提供できる観客席
- ・賑わいを生む連携された エントランス 広場 サブアリーナ

6 建設概要

①施設名称 : 太田市総合体育館 (OPEN HOUSE ARENA OTA)

②建設場所 : 太田市運動公園 旧サブグラウンド (太田市飯塚町1059番1地内:国有地)

③構造規模 : 鉄筋コンクリート造 (RC造) 一部鉄骨造 (S造) 及び鉄筋鉄骨コンクリート造 (RSC)
・地上3階建

④建築面積 : 7,327.23㎡

⑤延床面積 : 10,611.61㎡

⑥アリーナ仕様

	メインアリーナ 約 2,140 ㎡ 天井高 12.5m	サブアリーナ 約 630 ㎡ 天井高 12.5m
バスケットボールコート	国際基準センターコート 1 面 市民利用 3 面	市民利用 1 面
バレーボールコート (6 人制)	国際基準センターコート 1 面 市民利用 3 面	市民利用 1 面
バドミントンコート	公式試合用 12 面	市民利用 4 面

⑦メインアリーナ客席数

- ・1階 ロールバック席 1,752席
- ・2階 固定席 2,793席 車いす席 26席
- ・3階 ボックス席・ラウンジ席 129席 (合計:4,700席)

※プロバスケットボール興行時は、上記に1階コートサイド席(294席)及び2階立見席(48席)を加え、2階メディア席(15席)を除いた5,027席を確保

⑧主な設備

- ・全館空調設備(一部停電時利用可)
- ・エレベータ設備
- ・非常用発電設備 72時間稼働可
- ・受水槽 雑用水槽 汚水貯留槽
- ・大型センタービジョン(4面3段昇降式)
- ・アリーナの演出照明・音響設備 (約1億円・メイン)

・馬場 1600台分が公園におさ

→ ホム戦のとき、上野の市旅館の馬場借り 2

料・メン・150万/y 15ml=設置

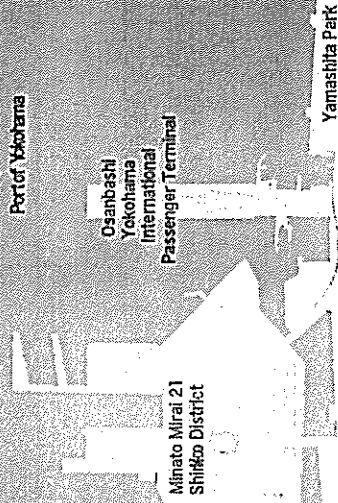
{ 群馬アリーナ 7000人~8000人
高円寺アリーナ 7000人~8000人、体操モリに、世大も



横浜武道館
(予定)
民間民営施設

057.23 m
997.46 m
462.05 m
33 階 + PH
6.45 m
第一駐車場
スウェーデン
575000 席

横浜文化体育館再整備事業 Yokohama Cultural Arena Redevelopment project



Concept

国内外をつなぐまちづくりをリードし、スポーツ・音楽による新たなムーブメントを創造するまちへ
関内地区の活性化の拠点、「文化・人・まち」をつなぐ「ユナイテッドスクエア」を実現

人と文化をつなぐ

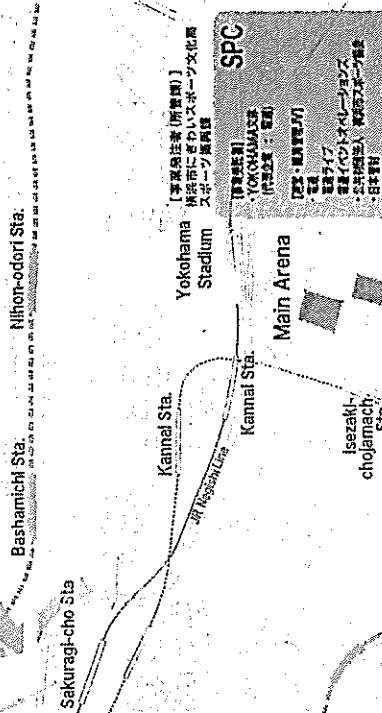
「集客力」と「発露力」の向上
・興業に特化した集客力が高いコンベンションで人々を呼び込み、賑わいを創出すると同時に、地域経済に波及していく事業を展開します。

人と人をつなぐ

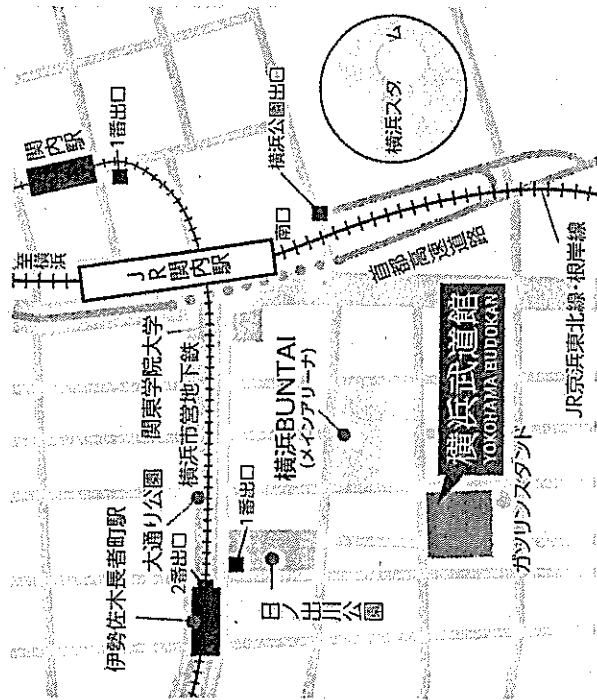
「コミュニティ」と「賑わい」の醸成
・地元メディアとの連携、周辺のスポーツ施設との連携によりスポーツとエンタテインメントによるタウンマネジメントを実現します。

人とまちをつなぐ

「まちづくり」と「回遊性」の強化
・都市と連続した広場とプロムナードを設け、市民、日常の交流の場を形成し、まちに開かれた施設を実現します。
・周辺スポーツ施設と連携し



アクセス



電車でお越しの方

JR京浜東北線 関内駅 南口改札から徒歩6分
 横浜市営地下鉄 関内駅 1番出口から徒歩10分
 横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅 1番出口から徒歩4分

お車でお越しの方

首都高速神奈川1号横羽線 横浜公園出口から約2分

問い合わせ先

横浜武道館

〒231-0028 横浜市中区翁町2-9-10

TEL: 045-226-2100

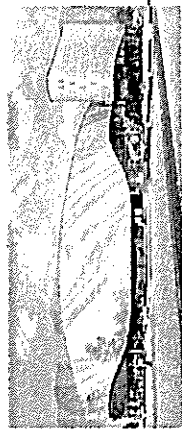
FAX: 045-226-2110

Mail: yokohama-budokan@yspc.or.jp

WEB: <https://www.budokan.buntai.jp/>

【開館時間】 9:00~22:00

※休館日は不定期となります。詳しくはWEBをご確認ください。

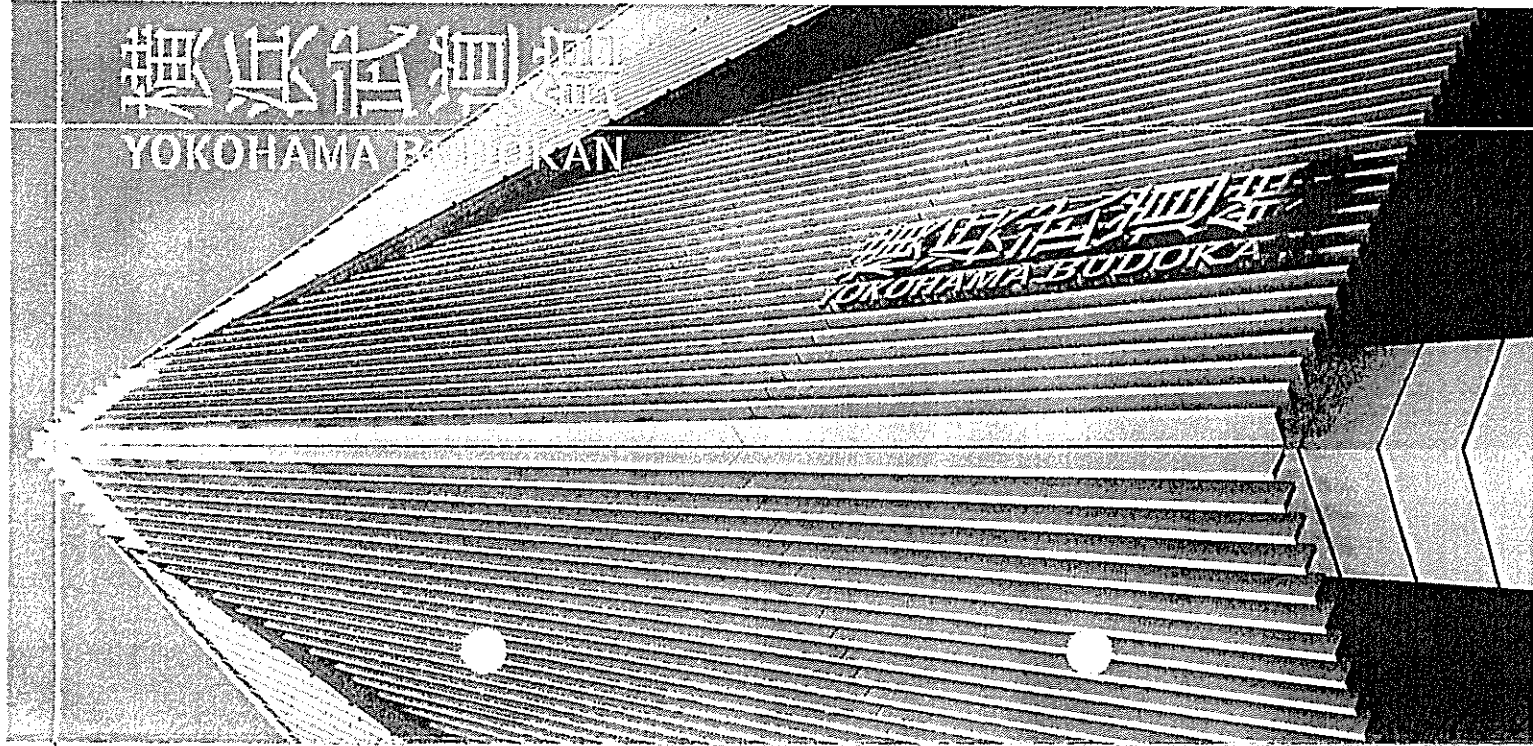


横浜BUNTAL -メインアリーナ- (旧:横浜文化体育館)

2024年4月オープン予定

※完成予定図の著作権は、特約社・アーキボックス・大成建設 設計共同企業体に帰属します。

株式会社YOKOHAMA文化



第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 浦西 敦史				
年 月 日	令和6年5月10日他			
年 会 費 名	政策起業塾 会費（月額利用料金）			
相 手 方	政策起業塾 樋渡社中株式会社			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問や政策立案に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 ・政策や企画の仕方、公民連携の仕組み等を学ぶオンラインスクール ◆本会の活動頻度 ・毎週オンライン講義を開講、情報メール配信 等 ◆参加者の状況 ・県議会議員、市町村議員、行政職員等 ◆効果 ・県議会の活動における今後の参考となった			
経 費	項目	金額	内容	領収書番号
	利用料金	3,300 円	サービス利用料金	10,17,28, 33,38,47, 70,75
	合計 26,400 円（すべて政務活動費）			
備 考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

利用規約

当サービスのご利用に際し、以下の規約を読み、その内容に同意していただくことが必要となります。

第1条 本規約の目的及び適用

政策起業塾 利用規約（以下「本規約」といいます。）は、随渡社中株式会社（以下「当社」といいます。）が運営し、提供する政策起業塾というウェブサイトを、及びこのサイトに付随して提供するオンラインコミュニティその他全てのサービス（以下、これらを総称して「本サービス」といいます。）に関し、当社及び本サービスを利用する会員の権利義務を定めることを目的とし、本サービス利用に関する一切の取引・関係に適用されます。

第2条 用語の定義

本規約において使用する用語の意味は、次に定めるとおりとします。

- 1 「会員」とは、政策起業塾に会員登録したユーザーをいい、コンテンツをメールで受け取ったり、コミュニティにおいてコンテンツに対する意見・感想などをコメント・返信したりすることができます。
- 2 「ゲスト会員」とは、会員登録のための事前登録をしたユーザー、または非会員向けイベントに申し込みユーザーをいいます。ゲスト会員は、会員登録のためめのメールや申し込みイベントに関するメール、その他コミュニティに関する告知メールを受け取ることができます。
- 3 「コミュニティ」とは、「政策起業塾を利用する集まり」をいいます。コンテンツを閲覧し、またコンテンツに対する意見・感想を投稿することで、コミュニティ管理者及びゲストと会員同士で情報共有や意見交換できるサービスをいいます。当該コミュニティの利用にはメールアドレスが必要です。
- 4 「コミュニティ管理者」とは、コミュニティを主宰する当社をいい、コミュニティにおいてコンテンツを更新する義務を負います。
- 5 「コンテンツ」とは、画像、テキスト、メール、動画、音声等本サービスで配信・掲載できる情報をいいます。
- 6 「本サイト」とは、当社が運営する「政策起業塾」というウェブサイトを(<https://seisakukigyoy-juku.com/>)をいいます。
- 7 「商品」とは、コミュニティ管理者が本サービスを介し販売を行う物品、サービス、チケットなど全てのものをいいます。
- 8 「キャンセル」とは、申込済みのイベント・商品などの注文を取り消す行為をいいます。
- 9 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を有します。）をいいます。

第3条 個人情報取扱の取扱い

本サービスにおいて当社が取得した個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律その他の関連法令及び当社が別途定めるプライバシーポリシーに倣い取り扱うものとします。

第4条 会員資格

- 1 本サービスの所定の会員登録をされた利用者は、本規約に同意したものとみなされた上、当該会員登録完了後に会員としての資格を有することになります。
- 2 当社は、下記項目に該当する利用者からの会員登録があった場合、利用登録の申請を拒否・取消しすることができるとします。なお、この場合当社は、当該利用者に対し拒否・取消し理由を開示する義務を負いません。規定に基づき当社が利用者との間の契約を解除したときには、理由のいかんを問わず、既に受領した利用料金の返金は行いません。
- (1) 当該利用者が、過去に本規約に違反し会員資格の取り消し等の処分を受けたことがある場合
- (2) 当該利用者が当社に対し虚偽の事実を申告した場合
- (3) 当社が指定する期日までに本サービスの利用料金の入金が確認されない場合
- (4) 当該利用者が、故意または過失によって当社に不利益を生じさせた場合
- (5) 本サービスの運営を妨害した場合
- (6) 暴力団等反社会勢力に所属していると認められた場合、または関係者のうちに暴力団等反社会勢力に所属する者がいると認められた場合
- (7) 本規約に規定する禁止行為を行った場合
- (8) その他当社が本サービスの会員登録を不適切と判断した場合

第5条 会員の責任

- 1 会員及びゲスト会員は、自己責任において本サービスを利用するものとし、本サービスを利用するための機器の準備・保守・管理や、本サービスを利用してなされた一切の行為及びその結果について全ての責任を負います。
- 2 本サービスを利用してコンテンツ、コメント・返信を投稿する会員は、当社に対し、当該コンテンツが第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとし、ます。
- 3 会員及びゲスト会員は、自己管理に属するメールアドレスを登録メールアドレスとして登録するものとします。

第6条 サービスの変更等

本サービスの内容及び本規約の内容は、当社の判断により事前の予告なく任意に変更・中断・停止できるものとします。会員は変更された時点での内容に同意しているものとみなされます。

第7条 利用料金

- 1 本サービスを利用する会員は、当社に対し、当社が別途定めるプランの料金を、入会金及び毎月、会員サービスの利用料金として支払うものとします。
 - 2 本サービスの内容変更等により、利用料金を改定する場合があります。なお、利用料金を改定する場合は、当社は所定の方法により会員に事前に通知するものとし、ます。
 - 3 当社が利用料金を変更した場合、本契約の契約期間中は、契約時の利用料金が適用されますが、次月の支払い日において変更した料金が適用されるものとします。
 - 4 当社はサービスの利用料に含まれないイベントを実施する場合があります（以下、このような場合を「利用料外イベント」といいます。）。利用料外イベントへの参加を希望する会員は、当社が定める所定の条件を具備しているか、又は、所定の参加費用を全額支払うことにより当該利用料外イベントに参加することができ、ます。なお、ゲスト会員も所定の参加費用を全額支払うことにより参加が認められる場合があります。
 - 5 会員及びゲスト会員は、商品を購入する際、コミュニティ管理者が商品ページにて指定する料金を都度支払うものとします。
 - 6 本サービスを利用する会員及びゲスト会員は、当システムで決済をされた場合、オンライン上からご自身でPDF電子領収書のダウンロードをお願い致します。当社は、直接会員及びゲスト会員に対し利用料金等にかかわる領収書、通知書等を発行しないものとします。
- ## 第8条 支払時期
- 1 会員は本サービス利用料1ヶ月分を前払いします。
 - 2 会員及びゲスト会員は、申し込んだイベント料金が本サービスの利用料に含まれない場合、イベント料金を参加前に前払いします。
 - 3 会員及びゲスト会員は、商品を購入する際、商品およびサービス代を前払いします。

第9条 本サービスの利用期間

本サービス利用期間の計算は、会員が本サービスの申し込みをし、当社サービスにアクティベートが完了した日を第1日目とします。以降、支払いを行った分の期間まで、本サービスを利用できるものとします。

第10条 キャンセル・返金・返金について

- 1 購入完了後における、会員及びゲスト会員の都合によるキャンセルには原則として応じられません。また、お支払いいただいた代金の返金も致しません。ただし、以下の場合のみ、キャンセルを承ります。
・イベント申込期日までに注文者自身がイベント主催者側へキャンセルの依頼を行い、

イベント主催者側がこれを承諾した場合

- 2 コンテンツは、デジタル提供しているという商品の性格上、返品は一切お受けできません。性質上、返品扱いではなく、不良時の対応となります。不良時の対応は、コンテンツファイナルが破損等により、ダウンロード・閲覧とも不可能だった場合、当社調査により課金の取消を行います。会員固有の環境による不具合につきましては、返品不可となります。ただし、以下の場合は注文をキャンセルし代金金額を返金致します。
・イベント主催者の事情によりイベントが中止となり、イベント主催者が当社所定の方法でイベントのキャンセル手続きを行った場合
3 当社は、下記項目に該当する場合、商品の受取を拒否したものと判断し、注文をキャンセルすることがあります。
・会員及びゲスト会員が商品の受取を拒否し若しくは拒んだ場合
・長期不在により商品の受取りが不能又は配達先不明の場合
・その他会員及びゲスト会員の都合により商品を受け取ることができない場合
上記理由などにより返送され、その後1ヶ月間以上連絡がない場合には、当社は、その商品を廃棄することができるとし、当該商品に限り、代替品の提供及び補償ないし損害賠償の義務を負わないものとします。

第11条 解約・退会

- 1 会員は、本サービスのいずれかを利用契約を解約・退会する場合、当社所定の方法により解約手続きを行うこととし、当該解約手続きの完了をもって、当該サービスの利用契約が解約されるものとします。この場合、会員は自己の責任において、当社からの解約に関する通知を確認するものとします。複数のサービスを解約する場合は、各サービスごとに解約手続きを行うものとします。
2 前項に基づき会員が解約・退会した場合でも、当社は、既に受領した利用料金の返金はいません。
3 会員が第1項により本利用契約を退会した場合、当社は会員情報を消去することができ、ます。

第12条 コミュニティにおけるコンテンツの更新と返金

- コミュニティにおけるコンテンツの更新と返金について、以下のように定めます。
- 1 事前の告知なくコンテンツの更新が1ヶ月停滞した場合、当社は、会員に利用料金を返金します。
 - 2 前項により当社が会員に対して返金を行う場合、料金1カ月分を返金します。

第13条 コンテンツに関する権利

- 1 投稿されたコンテンツの著作権その他一切の権利は、当社に帰属します。ただし、「ブログ」記事に関しては、投稿者である各会員に帰属します。
2 当社は、配信または投稿するコンテンツを、本サービスの円滑な提供、保守、メン

テナンスに必要な範囲内で、使用及び改変することができるとします。

3 会員が退会した場合（会員自身が継続課金の解除を行った場合を含みます）、会員がサービスを利用する権利は、既にダウンロードされたコンテンツの利用に関するものを除き退会時に即時喪失するものとします。

4 サービスに提供されるコンテンツに関して、著作権者の許諾なしに転載・引用する行為は、配信または投稿者の明示的な許諾がある場合を除いて、サービスの特性上強く禁止させていただきます。

第14条 商品に関する権利

1 本サービスを通じて提供される商品は、当社または正当な権利を有する第三者に専属的に帰属するものとします。本条の規定に違反して、会員及びゲスト会員と第三者との間で問題が生じた場合、当該会員及びゲスト会員は自己の責任と費用においてかかる問題を解決するとともに、当社に何らの損害、損失または不利益等を与えないものとします。

第15条 免責事項

1 当社は、本サービスを利用したこと又は利用ができなかったこと、本サービスからのリンク先を利用したこと又は利用ができなかったことによって引き起こされた損害について、直接的又は間接的な損害を問わず一切責任を負わないものとします。本規約の条項のいずれかに会員が違反した場合も、会員は当社に対しての主張、訴訟その他全法的措置から当社を免責するものとします。本サービス利用により発生した通信料について利用者に争いが生じた場合も、当社は免責されるものとします。

2 当社は、本規約又はその他の利用条件等に違反する行為又はその恐れのある行為が行われたと判断した場合に、警告のうち、会員の場合はコミュニティからの退会処分を含めたあらゆる処置をとります。特に悪質な場合については、警告なしで当該処置を行うこともあります。それによって生じたいかなる損害についても責任を負いません。

3 当社は、コンピュータ、ネットワーク機器、回線等の故障、停止、停電、天災、保守作業、その他の理由により本サービスの業務及び提供を、一時的に中断する場合があります。本サービスの中断において生じた損害について、当社は免責されるものとします。

4 本サービスの内容及び、会員及びゲスト会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。

5 本サービスに開示・掲載されているコンテンツに虚偽または誤解を招くような内容が存在したとしても、これにより会員及びゲスト会員が直接的または間接的に被った一切の損害、損失、不利益等について、当社は一切責任を負いません。

第16条 禁止行為

1 会員及びゲスト会員は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事項

を行ってはならないものとします。以下の禁止行為に違反した場合には、コミュニティからの強制退会、利用停止などを含めたあらゆる措置をとることがあります。

・法令に違反する行為及び違反する行為を幫助・勧誘・強制・助長する行為

・性的、わいせつ的、暴力的な表現行為

・他人に過度の不快感を及ぼすおそれのある、あるいは誘導する行為

・本サービスの利用するサーバーに過度の負担を及ぼす行為

・他の利用者の本サービス利用を妨害する行為

・他人の名誉、社会的信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権、著作権その他の知的財産権、その他の権利を侵害する行為（法令で定めたもの及び判例上認められたもの全てを含む）

・他の利用者への中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為

・差別につながる民族・宗教・人種・性別・年齢等に関する表現行為

・自殺、集団自殺、自傷、違法薬物使用、脱法薬物使用等を勧誘・誘発・助長するような行為

・当社の許諾を得ない売買行為、オークション行為、金銭支払やその他の類似行為

・当社の許諾を得ない商品やサービスの広告、宣伝を目的としたプロフィール内容の公開、その他スパムメール、チェンメル等々の勧誘を目的とする行為

・他人の名誉、その他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為

・コミュニティ外における、コミュニティ管理者及びコミュニティゲストに対する誹謗中傷・嫌がらせなどの行為

・第13条4項に抵触する、コミュニティ内コンテンツの転載・引用行為

・公序良俗、一般常識に反する行為

・その他上記に準じる行為、当社が不適切と判断する行為

2 上記禁止行為によって当社が当該会員に対して処置をとった場合、当該会員は強制退会処分となります。

第17条 ポイントの付与

1 当社は、下記の活動・事象（以下、総称して「ポイント対象活動」といいます。）が確認された場合に、会員に対して「コミュニティポイント」（以下、「ポイント」といいます。）を付与します。ポイントは購入することはできません。

(1) 当社の指定する Web 上のアクションに関して、当社の指定する方法で、アクションをしたとき

(2) 当社の指定する Web 上のアクションに関して、当社の指定する方法で、他の会員によりアクションがされたとき

(3) 会員として月会費の支払いを当社が確認したとき

(4) その他当社が相当と認める活動等

2 ポイント付与の有無、付与されるポイント数、ポイントの有効期限、その他ポイントに関する一切の条件は、当社が決定します。なお、これらの条件はポイント対象活動によって異なる場合があります。

3 ポイントは、ポイント対象活動が行われてから、当社が定める一定の期間を経た後に付与されます。

4 ポイント対象活動が行われた後に、主催者側の事情等で中止や延期または公演内容の変更等により払い戻しになった場合であっても、当該取引によって付与されたポイントは取り消されません。

第18条 ポイントの管理

1 会員は、当社が指定する方法で所持ポイント数などの情報を照会することができるとします。

2 会員は、ポイント数に不明な点がある場合には、事務局に問い合わせることができるとします。

第19条 ポイントの合算及び複数登録の禁止

1 会員は、付与されたポイントを譲渡したり複数の会員間でポイントを共有したりすることはできません。

2 会員は、付与されたポイントを本サービス以外で利用することはできません。

第20条 ポイントに関する禁止事項

1 会員が、次の各号のいずれかに該当する行為を行ったと当社が判断した場合、会員に事前に通知することなく当社が自らの判断で、①会員が保有するポイントを取り消す処分、②当該会員の会員資格を停止または取り消す処分の、いずれかまたは全部を行うことができるものとします。

(1) 本規約、会員規約、その他当社が定める規約・ルール等に違反があった場合

(2) その他当社が本項に定める処分を行うことが適当であると判断した場合

2 前項各号に基づき当社が会員等に対して何らかの処分を行った場合であっても、当社は手数料、ポイントの返還等の会員等への補償を行う義務を負わず、会員等が被った損害について負担する義務を負いません。

第21条 ポイントの利用について

ポイントには金銭的な価値はなく、いかなる場合でも購入はできず換金も致しません。したがって、会員よりポイントを当社に提供することにより当社が販売する一切の商品・サービスを購入・享受することはできません。ただし、当社は会員に対して、当社の数量により会員サービスの一環として付与されたポイントに応じて本サービスの一部を提供する場合があります。

ポイントに関する会員資格の喪失・停止

理由を問わず会員が会員資格を喪失した場合には、保有するポイント、商品等との交換権、その他本サービスの利用に関する一切の権利を失うものとし、当社はその名目を開わず、当該権利の喪失に伴い、会員に対して一切の補償を行う義務を負いません。

第23条 ポイントに関する免責

当社は、本サービスの提供・運営につきいかなる保証も致しません。通信回線や停電、コンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、ポイント使用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関して会員または第三者に対して生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第24条 本規約及びその他の利用規約等の有効性

本規約及びその他の利用条件等の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約及びその他の利用条件等のその他の規定は有効とします。

第25条 本規約の変更

当社は、会員及びゲスト会員に事前に通知することなく、本規約の全部または一部を任意に変更することができ、また本規約を補充する規約を新たに定めることができるものとします。本規約の変更・追加は、本サービスを提供するサイト上に掲載した時点から効力を発するものとし、効力発生後に提供される本サービスは、変更・追加後の規約によるものとされます。

当社は、本規約の変更・追加により会員及びゲスト会員に生じた一切の損害について、直接損害か間接損害か否か、予見できたか否かを問わず、一切の責任を負わないものとします。

第26条 準拠法及び管轄裁判所

1 本規約の準拠法は、日本法とします。

2 会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1 本規約は、2022年5月6日から施行します。

2 本規約の施行前に会員によって行われた行為についても本規約が適用されます。

以上

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 浦西 敦史

年 月 日	令和6年5月27日				
表題と発行部数	会派レポート vol.02 8000 枚				
対象者	吉野郡内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	所属会派の考えを広く伝える				
按分率の説明	按分率 100 % その理由(後援会活動の記事が含まれてないため、100 % 充当とする)				
内容	・ 令和6年度予算の修正案について ・ 3月12日～19日の予算審査特別委員会について ・ 「再議」で2条例改正案否決について ・ 今後の奈良県の防災体制について ・ アリーナ建設について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	株式会社 アイエス	26,400	@3.3×8,000 部	12
	※100 % 充当 合計 26,400 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派自由民主党・無所属の会 NEWSvol.02				

注 発行した広報紙を添付してください。

大和郡 米田 忠則 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会	大和郡 粒谷 友示 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	大和郡 田中 惟允 ●建設委員会 ●南部・東部地域振興対策特別委員会	大和郡 荻田 義雄 ●総務警察委員会 ●総合防災対策特別委員会	大和郡 岩田 国夫 ●建設委員会	大和郡 中野 雅史 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会	大和郡 山本 進章 ●文教くらし委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会
大和郡 井岡 正徳 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	大和郡 乾 浩之 ●建設委員会 ●観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会	県政への ご意見・ご相談は 各地域所属議員に お問い合わせください 我々22人は知事に迎合することなく、 是々非々の姿勢で対峙できる会派 として、奈良県政の発展に向けて 県民目線で、より良い政策を 提案してまいります。		大和郡 西川 均 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会	大和郡 池田 慎久 ●経済労働委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	
大和郡 川口 延良 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	大和郡 浦西 敦史 ●厚生委員会 ●南部・東部地域振興対策特別委員会 ●議会運営委員会			大和郡 小村 尚己 ●経済労働委員会 ●総合防災対策特別委員会	大和郡 足田 進一 ●文教くらし委員会 ●南部・東部地域振興対策特別委員会 ●議会運営委員会	
大和郡 若林 かずみ ●文教くらし委員会 ●総合防災対策特別委員会	大和郡 伊藤 将也 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会	大和郡 金山 成樹 ●総務警察委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会	大和郡 芦高 清友 ●建設委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	大和郡 斎藤 有紀 ●建設委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会	大和郡 川口 信 ●建設委員会 ●南部・東部地域振興対策特別委員会	大和郡 永田 恒 ●総務警察委員会 ●観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会

令和6年度予算の修正案を提案し、可決！

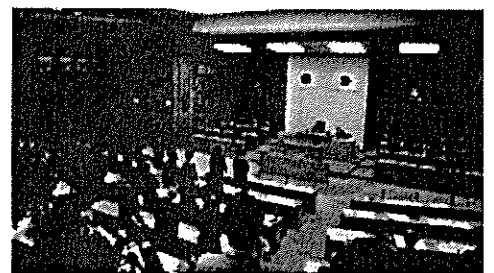
令和6年度予算において、自由民主党・無所属の会は2月定例会開会前から「より県民のための予算になるか」を議論してきました。各委員会での議論も踏まえて論点を絞って修正案をとりまとめて2月定例会の最終日に修正の予算案を提出した結果、自由民主党・無所属の会や公明党などの賛成多数で修正案は可決、成立しました。防災やアリーナなど、県政の諸課題について、ゼロベースで理事者とこれからも議論をし、より良い政策へと繋げてまいります。自由民主党・無所属の会は「防災」と「アリーナ」の2つにチームを分け、先進地域の調査や専門家の意見の聞き取りなどを通じて、奈良県の直面する課題への理解を深め、より良い提案を積極的に行っていきます。

● 3/12～19 予算審査特別委員会

3月12日～19日に行われた予算審査特別委員会では、様々な議論が交わされました。知事も参加した19日の総括質疑では、10時間を超える大激論となりました。令和6年度一般会計当初予算案は自由民主党・無所属の会と公明党が反対し、委員会の意見として「否決」となりました。

● 「再議」で2条例改正案が否決

自由民主党・無所属の会が提案した「県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例」「県行政に関する基本的な計画等を議会に議決すべき事件として定める条例」の2つの改正案はいずれも賛成多数で可決しましたが、知事から再議に付され、賛成28・反対15で再議の可決に必要な2/3に届かず否決されました。一方、総務警察委員会で可決した五條市長と地元住民から提出された「大規模広域防災拠点等の整備に関する請願書」2件は採択されました。



本会議で修正予算が可決



予算審査特別委員会の様子
出典：奈良県議会公式ホームページ内議会中継



「再議」とは？ 知事が議会の議決に対して異議があるとき、理由を示して議会に審議のやり直しを求めること。再議に付された議決は過半数ではなく、議長も含む出席議員の3分の2以上が賛成した場合に可決。奈良県での再議は戦後初。

県民の命と財産を守るために ～防災の議論は終わっていない～

県民の生命と財産を守り抜くことは私たちの責任です。2月県議会では、子や孫の世代にわたる将来の県民のことも見据えて知事らと議論を行ってきました。知事は、ことし1月に県立橿原公苑を“中核拠点”として県の防災のあり方を組み立てていくことを表明しました。しかし、この“中核拠点”は、南海トラフの巨大地震の発生時に全国の応援部隊等を受け入れるために必要な面積の半分程度しかないほか、液状化リスクが指摘されています。航空搬送の拠点として位置付けられる陸上競技場では航空法上の課題もあり、ヘリコプターの十分な運用が可能か事前の検討もなされていませんでした。

防災の“中核拠点”の整備は、十分な面積や機能を持たせることができ、かつ予定地として考えられてきた五條市の県有地も含めて検討されるべきです。しかし、県はすでにこの県有地で広大なメガソーラー計画を発表しています。防災体制を万全なものとするを第一に取り組むべきであり、“メガソーラーありき”ではいけません。私たちは県民の生命と財産を守るべく、これからも県議会で議論していきます。

県防災広域圏の拠点整備 (令和5年度計画)

五條市の県有地に全国の応援部隊を受け入れるのに必須となる12haの“中核拠点”を整備

知事の政策決定内容 (令和5年12月17日)

県立橿原公苑を“中核的広域防災拠点”として整備
五條市の県有地に約1haのヘリポートや約25haの“メガソーラー”を整備

政策決定の 問題点

(県立橿原公苑の課題)

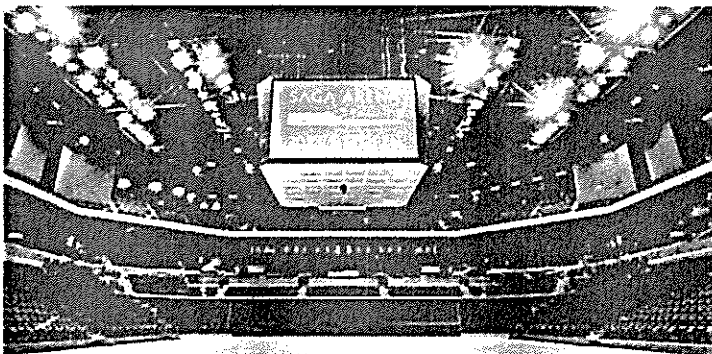
- 1 面積が小さく応援部隊が滞在できない
- 2 液状化の危険
- 3 法的に大型ヘリコプターが使用できるか検討できてない

構想なきアリーナ予算を修正！

2031年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が奈良県で開催される予定です。その中の重要な施設の1つがアリーナです。そこで、県に対しスポーツ関係者の皆様とともに、アリーナ設置に向けての要望や意見を伝えた結果、県は橿原公苑でのアリーナ設置を発表しました。アリーナ設置にあたっては、その主要要素である「収容人数・面積・機能」の3つをまず決める必要があります。他県の2例(写真①②)では、いずれも、スポーツ・音楽等の利用想定があり、必要な収容人数・面積・機能を決めています。収益性がありプラスを生み出すアリーナを作ることが重要です。

ところが、2月議会の知事答弁では、「基本構想(アリーナ建設の骨格、方針)」さえ定まっていない状況にもかかわらず、令和6年度予算案で提案されていたのは、アリーナ設計手前まで自由に進めることができる包括的な予算でした。そこで、まず基本構想を早急に策定する修正予算案を提出し、賛成多数で議決しました。

今後は、奈良県に必要なアリーナ構想について、県の調査を注視し、提案を続けてまいります。



▲写真① 佐賀県のアリーナ(8400人収容)
2年先まで予約が埋まり収益性が高い大規模施設



▲写真② 群馬県太田市のアリーナ(5000人収容)
プロスポーツ等の利用はできるがコンサート機能は乏しいコンパクト型施設

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 浦西 敦史

年 月 日	令和6年6月21日（金）				
政務活動先	札幌市中央卸売市場				
政務活動の目的	奈良県中央卸売市場再整備にかかる情報収集				
相手方	札幌市中央卸売市場				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	札幌市経済観光局担当者より、卸売市場のはじまりから新設にされた経緯、どのようなニーズがあったのか説明いただいた。 今後の奈良県中央卸売市場再整備計画や構想、今後の県政への取り組みに活かしていきたい。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	札幌市中央卸売市場	近畿日本鉄道	下市口～大阪阿部野橋駅（往復）	3,240 円	20、22
		空港リムジンバス	大阪阿部野橋駅～伊丹空港（往復）	1,300 円	21、23
		JAL 国内線	伊丹空港～新千歳空港（往復）	66,628 円	29
	宿泊費	13,300 円	内訳:		34
	会費	円	内訳:		
	合計 84,468 円 (公共交通機関 4,540 円 飛行機往復 66,628 円 宿泊費 13,300 円)				
備考	添付資料：視察関連説明資料				



札幌市経済観光局
中央卸売市場長

月宮 広二

〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目2-1
札幌市中央卸売市場水産棟4階
TEL:011-611-2910 FAX:011-611-3138
E-mail: [REDACTED]
<https://www.sapporo-market.gr.jp/>

お泊り市場



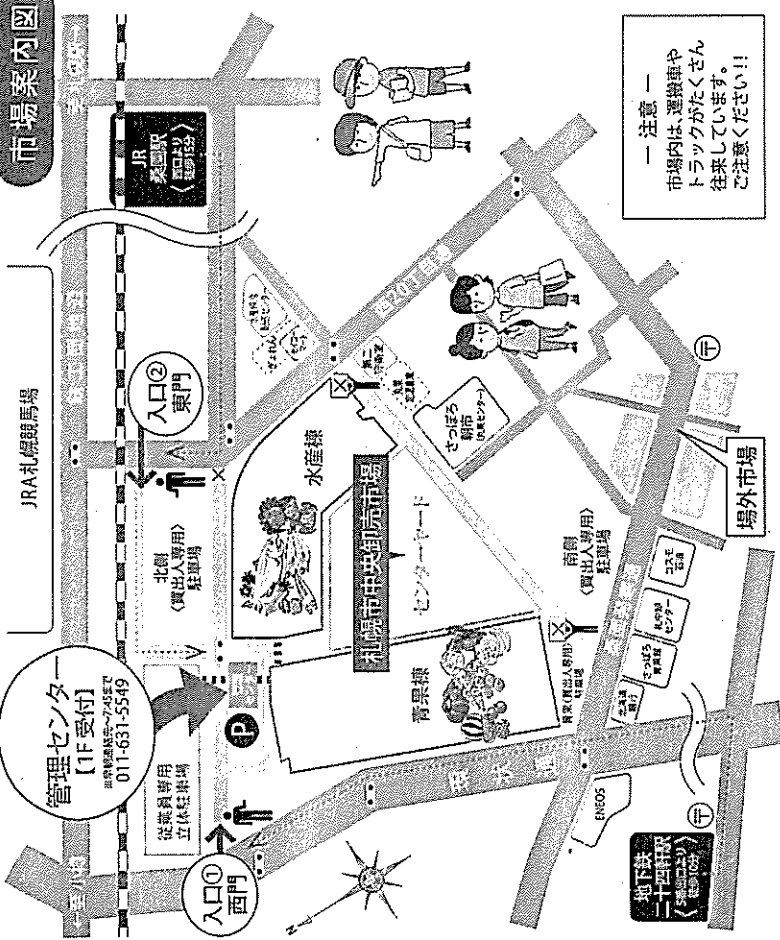
北海道のおいしさを、すべての人に――。



SAPPORO



YouTubeチャンネル開設しました!!



市場見学のご案内

見学時間 AM5:00～PM4:00(市場休日を除く) 取引の様子や市場の活気を体感できるせり卸間帯での見学をお勧めします。
※見学は朝市日のみとし、日、祝日、一部の水曜日はお受けできません。(詳細は市場HPをご覧ください)
また、先約や業務・行事等の都合によりお受けできない場合があります。

見学予約 【事前予約制】受付/個人・団体とも事前に電話・FAX・メールにてお申込みください。

【必要事項】 ●ご希望の日時 ●お名前 ●TEL(ご連絡のつきやすいもの) ●人数 ●交通機関

●見学は2階見学者通路からのみとなります。

●事前には必ずご予約をお願いします。 ●動物を伴ったのご入場はできません。

●市場内での買い物はできません。 ●予約状況や内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

アクセス

【地下鉄】…「東西線二十四軒駅5番出口」より徒歩10分

【JR】…「桑園駅西口」より徒歩15分

【車】…「JR札幌駅」より10分

【管理センター横】駐車場 予約制 台数制限あり

【自転車】…「管理センター横」に駐輪場あり

申し込み・お問い合わせ

一般社団法人 札幌市中央卸売市場協会

札幌市中央区北12条西20丁目 水産棟4階

市場見学申込 TEL.(011)611-3176 FAX.(011)611-3179

札幌市中央卸売市場

www.sapporo-market.gr.jp/ (QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です。)



いんじゅ

**北海道唯一の
中央卸売市場**

1959年に全国で17番目の中央卸売市場として札幌市が開設。12月に青森県、翌年4月に水産物部が営業を始めた。総取扱面積は約13ヘクタールで札幌一埠の流通量の約25%、荷の捌けを専らで売場を配置している。

市場ではいろんな人が働いている

ひよこえ 一青ざり

[illegible]

市域内で働く人たちが仕事
 以上に、精算業務を通じて

THE NEW YORK PUBLIC LIBRARY

[illegible]

市場データ

1

[illegible]

かいせつしゃ

開設者

札幌市であり、市場統制の設備や維持管理、公正な取引確保のための指導監督等を行う。
農林水産大臣の認定を受けて業務を行う。

せり売
相対売
入札

おろしうりぎようしゃ
知売業者

入札

簡単操作
いやすい

人 00573 日 第 一 种 2500 人

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

全国的
下
の
地
図
に
お
け
る
地
名
を
記
入
し
て
下
の
表
に
記
入
し
て
下
の
表
に
記
入
し
て

礼讃の経済発展を背景に、水産物と農産物を合わせた販出金額は1975年に1000億円を突破。しかし98年の2440億円をピークに、近年は3割程度減少。全国的な漁獲減、飼料高騰、経路の多岐化が原因と見られる。

ヤインターネット通関所の申請外業務の広がりが見込まれている。

高層橋を3箇所呼び上げたときに隣り落し
し人を決定する。

2.ぜり人は、
3.ぜり人は、
4.ぜり人は、

ぜり人のかけ河に合わせて一斉に見せる。その中で最も面白かった人が賞とされる。

人王
かいたしん
家探探

業者、加工業者などの需要者。

正真正正な価値を付け、せり落としたものを仕分
相対売

市場では
一般の人々

[illegible][illegible]

3 真がれい	(1,101トン)	3 ばれいしょ	(17,912トン)
1 冷ぼつけ	(3,979トン)	1 みかん	(6,557トン)

1 開干ほっけ (1,370トン) 2 魚漬物品 (1,293トン) 3 釜漬食品 (927トン)

2

[illegible]

品が君主の附従であることを自覚しなければならぬ。

● 西園寺 公成



「すいすい移動」

円筒型ユニット
モーターや圧石に90度以上回転
する駆動部が収められている。

1. The first part of the document is a title page. It contains the title "THE HISTORY OF THE CITY OF NEW YORK" and the author "BY JACOB LEVINSKY". It also includes the publisher's information: "PUBLISHED BY J. B. LIPPINCOTT & CO., 15 N. 2ND ST., PHILADELPHIA."

2. The second part of the document is a preface. It begins with the words "TO THE READER" and discusses the author's purpose in writing the book. It mentions that the book is a history of the city of New York, from its first settlement to the present time.

3. The third part of the document is the main body of the book. It is divided into several chapters, each dealing with a different aspect of the city's history. The chapters are:

- Chapter I: The First Settlement
- Chapter II: The Dutch Period
- Chapter III: The English Period
- Chapter IV: The Revolutionary Period
- Chapter V: The Federal Period
- Chapter VI: The State Period
- Chapter VII: The City Period
- Chapter VIII: The Present Time

4. The fourth part of the document is an appendix. It contains a list of names and dates, which are likely references to the events and people mentioned in the main body of the book.

5. The fifth part of the document is an index. It lists the names of the people and places mentioned in the book, along with the page numbers where they are mentioned.

年度	数量(トン)	金額(千円)	数量(トン)	金額(千円)
昭和45年度	26,557	34,199,756	104	133,593
昭和46年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和47年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和48年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和49年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和50年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和51年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和52年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和53年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和54年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和55年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和56年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和57年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和58年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和59年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和60年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和61年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和62年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和63年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和64年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和65年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和66年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和67年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和68年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和69年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和70年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和71年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和72年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和73年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和74年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和75年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和76年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和77年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和78年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和79年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和80年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和81年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和82年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和83年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和84年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和85年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和86年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和87年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和88年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和89年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和90年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和91年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和92年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和93年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和94年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和95年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和96年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和97年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和98年度	21,285	41,109,690	97	40,870
昭和99年度	21,285	41,109,690	97	40,870
平成元年度	21,285	41,109,690	97	40,870
平成2年度	21,285	41,109,690	97	40,870
平成3年度	21,285	41,109,690	97	40,870
平成4年度	21,285	41,109,690	97	40,870
平成5年度	21,285	41,109,690	97	40,870
平成6年度	21,285	41,109,690	97	40,870
平成7年度	21,285	41,109,690	97	40,870

果 物	44,657	18,921,799	175	74,203
計	222,294	59,690,353	872	222,315
計	295,593	154,317,224	1,159	603,670

● 水遊様【1階】卸売場

● 水産棟[2階]展示室



● 水産課「臨」仲卸売場

● 管理センター〔2階〕
調理実習室

● 青果线(图)卸壳场

1

淀川特別国鉄2系車

A black and white photograph of a busy street scene in a city, likely Beijing, showing people walking and a large building in the background. The image is oriented vertically, with the street running from top to bottom. In the foreground, several people are walking, including a man in a dark jacket and a woman in a light-colored jacket. In the background, a large, multi-story building with many windows is visible. The overall atmosphere is one of a bustling urban environment.

※見学者の方は卸売場や仲卸売場に入场できません

○ 总占地面积 129,748m²
 ○ 主楼楼层总高度 353.64m

水産庁	佐賀県佐賀コンクリート造 地1階地上4階建	19,022	39,411
昭興屋	佐賀県佐賀コンクリート造 3階建	23,356	36,885
徳和センター	佐賀県3階建	380	903
水産 県庁舎 佐賀県立保健センター	佐賀県コンクリート造 3階建	1,783	4,954
南九州病院	佐賀県平屋建	532	503
佐賀県保健所	佐賀県平屋建 (一部増建)	1,543	1,591
佐賀県保健所	数棟可搬式 4550kg	17,922	15,912
センター・ヤード	収容可能台数 約1,000台	7,245	35,205

環境にやさしい市場をめざして」

◆木製パレットなどの木質系廃棄物を燃料として、市場内で発生する野菜や果物等の生ゴミを乾燥させ飼料化する「資源リサイクル施設」の整備を行い、廃棄物の再利用・再資源化を図っています。

の照明設備にLED照明を導入し、省エネルギー化を図っています。

札幌市中央卸売市場では「安全・安心な食のまちさっぽろ」を目指し、市内の卸・仲卸・小売組合の事業者と札幌市の間で「さっぽろ食の安全・安心・推進協定」を結び、協働・連携して食の安全・安心の取組を進めています。

卸売市場には様々な設備が設けられています。また、水産物部では卸売市場の流通処理や廃棄を円滑にするためにオゾンホクを使用しています。オゾンホクは臭いにもオゾンホク、そのほかには臭気監視センサーが、市場の監視設備や、商品の温度管理、添加物の監視設備等を行っています。

北の道に歩いて雪が降る。

北海道の豊かな自然がもたらす多くの森林や冷たくきれいな川が炭水化物を育っています。又、北海道は梅雨がなく、日の長い6~7月にたくさんの日光を浴びることが出来ます。

昼・夜の寒暖の差が大きいのも、野菜・果物の産出を増す要因になっています。

冬には雪が積もり畑は休みになりますが、その間土を休ませることができると、収穫期が短い分、作物が良い状態の時に収穫期が終了するのです。

品質の良い野菜、果物は、新鮮さも長く保てるため、北海道産の食材は全国でもとても人気があります。

北条時宗の墓

北海道は四方を海にかこまれており、良い漁場が多いです。太平洋沖は、鯉が泳いでいるため魚のイサとなるブランドンが多く採獲がです。

オホホーックケ海は、冬になるとフロシアから流れてくる氷と共に凍結がたぐくんでいきます。

その為、魚にとつて住みやすい海となっています。

又、水温が低い海に住んでいる北海道の魚は、産卵や生き延びるために卵に脂肪を厚く被え太ります。

更に北の荒波にもまれているので、養殖の魚と比べても運動量が圧倒的に多く、身が締まり脂ものり、とてもおいしいのです。

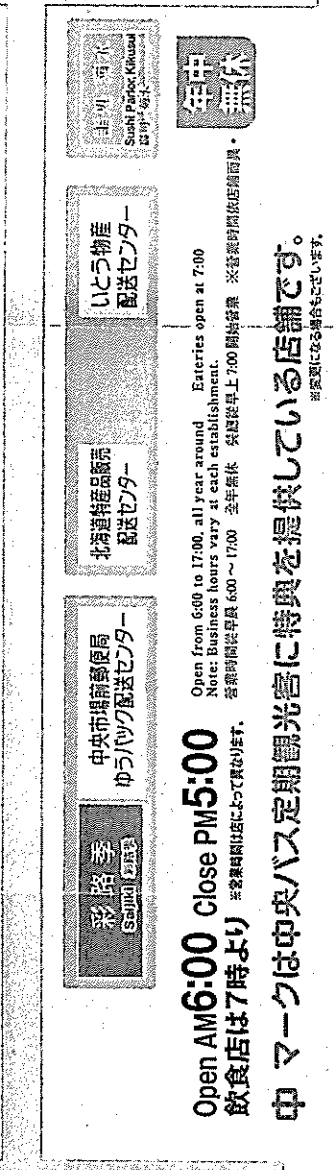
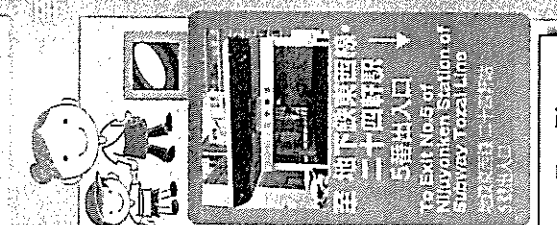
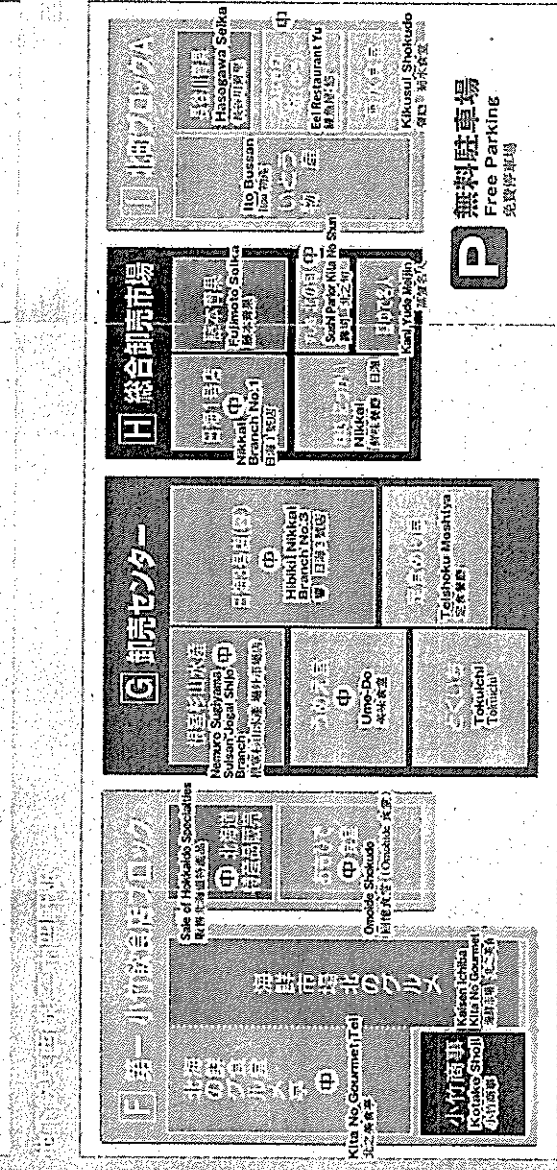
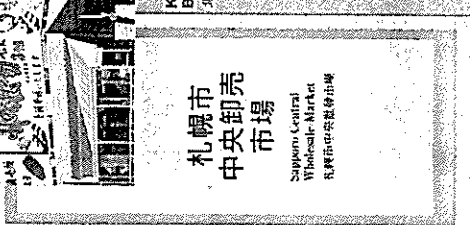
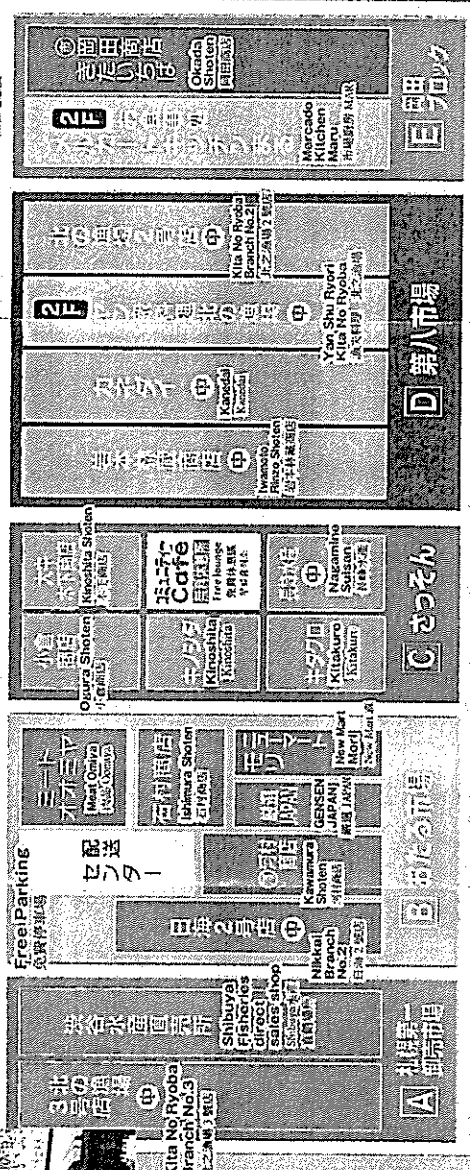
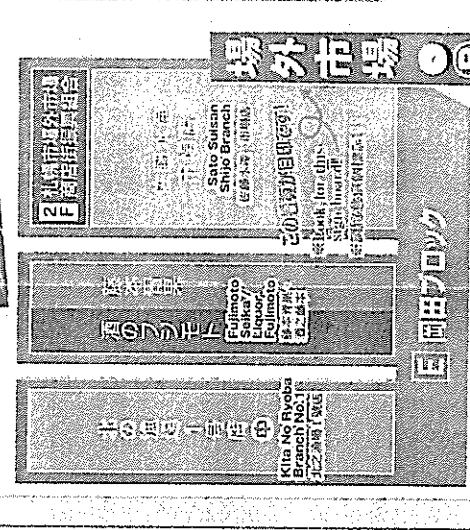
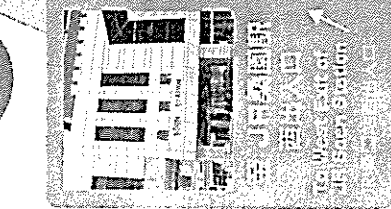
SAPPORO

場外市場MAP

Sapporo Jogai Shijo Shopping Mall Association a map



Yamato Transport 郵便物取扱



凡例

- 海産物
- 農産物・精肉
- 飲食
- 菓子・酒類・その他
- 配送

Open AM6:00 close PM5:00

飲食店は7時より ※営業時間には店によって異なります。

中 マークは中央バス定期観光光害に特典を提供している店舗です。

Open from 6:00 to 17:00, all year around

Note: Business hours vary at each establishment.

※営業時間には店によって異なります。

年中無休

※営業時間には店によって異なります。

無料駐車場

無料駐車場

無料駐車場

Free Wi-Fi

Free Wi-Fi

Free Wi-Fi

YouTube

YouTube

YouTube

概要版

第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト

2021-2030

～持続可能な市場づくりのための経営展望～



SAPP_R0

第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト【概要版】

2021年度～2030年度（令和3年度～12年度）

令和3年（2021年）3月発行

札幌市経済観光局中央卸売市場

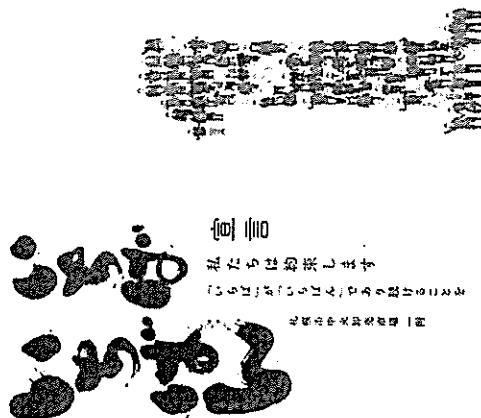
〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目

電話：011-611-3111 FAX：011-611-3138

市場ホームページ：<http://www.sapporo-market.gr.jp/>



011-611-3111
011-611-3138
R2-1-106



宣言

私たちは約束します

いちはやく、いちはやく、いちはやく、いちはやく

札幌市中央卸売市場 一冊

札幌市中央卸売市場

いちばいちばんとは

このキャッチコピーは、札幌市中央卸売市場で働く人々の次の思いが込められたものとして作られました。

【安全・安心いちばん】

市場を流通しているものは、産地もしっかりしており、安全・安心なものであること

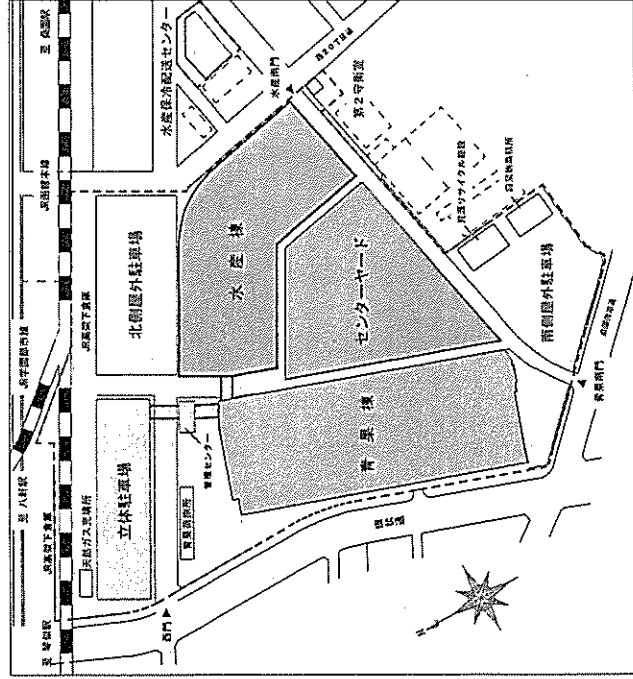
【鮮度いちばん】

商品の特性に応じた取扱いにより品質が保たれていること

【美味しさいちばん】

北海道の食の一大拠点である札幌市中央卸売市場の目利きが、みなさんに美味しさをお届けするということ

札幌市中央卸売市場 配置図



札幌市中央卸売市場の理念

私たちは、札幌市民はもとより北海道民に対し、安全・安心でおいしい生鮮食料品を安定的に供給し続けます。

I 基本的な考え方

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

- 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト（以下「第2次プロジェクト」という。）は、食品流通における情勢の変化に的確に対応し、札幌市中央卸売市場（以下「札幌市場」という。）が今後も「持続可能な強い市場」であるための計画
- 計画期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間

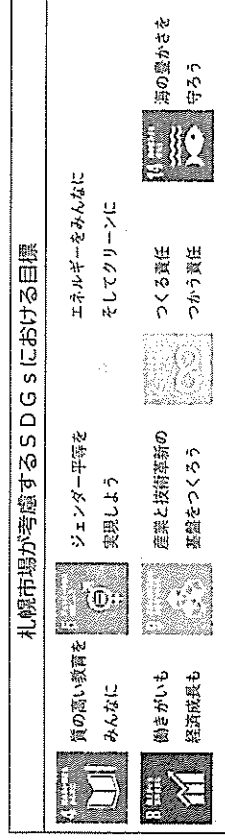
計画の特徴と位置づけ

○ 特徴

- 札幌市（開設者）・市場関係事業者が一体となった取組
- 卸売業者・仲卸業者・売買参加者等の従来の役割を維持することとした、改正卸売市場法（令和2年6月施行）への対応の方向性に基づき策定
- 現在の施設規模を維持するという視点の下、現有施設の計画的な維持・更新と、市場施設の更なる活用を検討

○ 位置づけ

- 【農林水産省】卸売市場が生産者や消費者のニーズに的確に対応していくことを求めた「卸売市場に関する基本方針」や改正前卸売市場法に基づく「第10次卸売市場整備基本方針」への対応
- 【総務省】公営企業の中長期的な経営計画である「経営戦略」としての位置づけ
- SDGsの視点



卸売市場法の改正と札幌市場の対応

○ 規制から振興へ（国の動き）

- 法による全国一律の規制から、各地域の実情にあわせて各市場によるルール設定
- 国は各市場の取組を支援する立場

第3章 札幌市場の現状と基本方針

概要

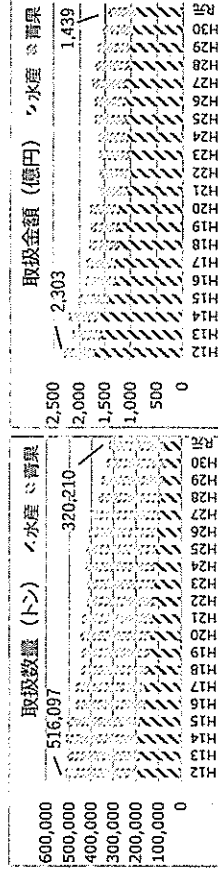
○市場の機能

集 荷	国内外から生鮮食料品等を集める	代金決済	支払ルールを定め迅速・確実な決済
価格形成	せり売などで適正な値段を決める	情報発信	入荷量や卸売価格を公表
分 荷	商品を小分けし小売業者などに販売	衛生管理	生鮮食料品等の鮮度維持

札幌市場の現状

○札幌市場の取扱高は数量・金額とも減少傾向

○市場事業会計は近年経常損失を計上



市場会計の推移

区分 (年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
収益総収入	1,922	1,927	1,941	2,367	2,356	2,338	2,287	2,244	2,200	2,177
うち売上・手数料使用料	645	421	423	426	437	424	411	386	363	385
うち施設使用料	601	834	845	881	885	857	909	896	897	917
収益的支出	2,323	2,272	2,238	2,976	2,555	2,504	2,405	2,435	2,284	2,344
うち市場管理費等	943	955	961	1,013	979	952	962	1,005	1,055	1,179
うち経常損益	957	933	925	1,235	1,245	1,248	1,170	1,191	1,023	957
収益的(経常)収支(A)	▲401	▲345	▲297	▲609	▲199	▲166	▲118	▲191	▲85	▲167

基本方針

札幌市場はレジリエントな市場を目指します

○レジリエントとは

- ▶ 「強靭さ」「回復力や復元力」又は「弾力性」という意味
- ▶ 本計画では次のとおり定義

「厳しい環境の中で、外的要因の影響を受けるものの早急に復旧し、より強靭となること」

▶ 困難な状況に対してもしなやかに適応できる力を強化し、市場の持続性を向上

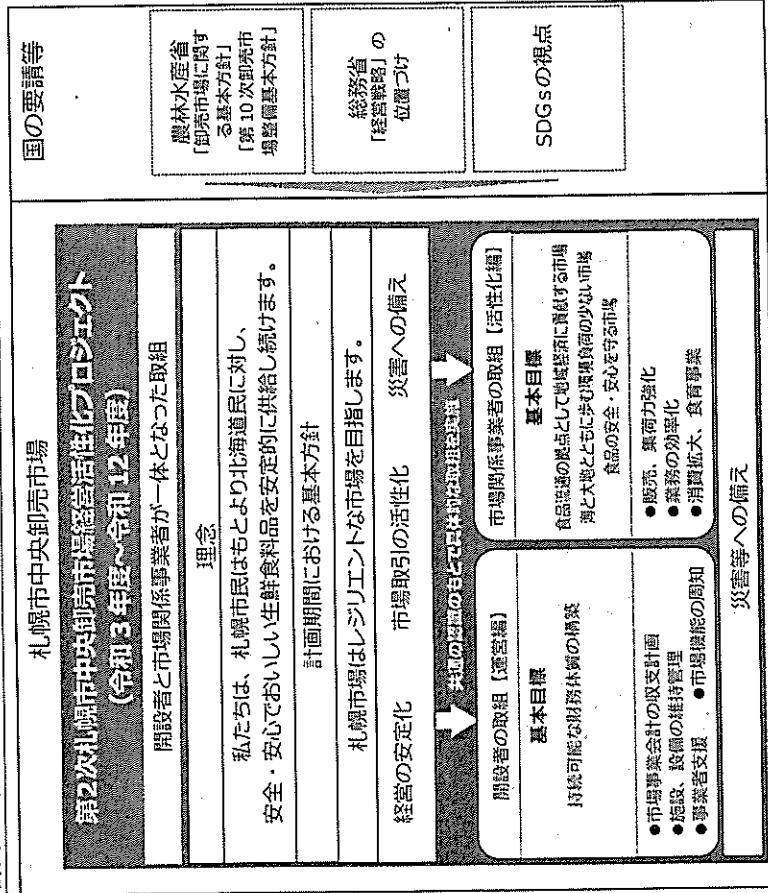
○レジリエントな市場の実現に向けて

- ▶ 従来の市場機能の重要性を鑑み、これまでの市場関係事業者の役割や、現有施設・設備規模を維持
- ▶ 品質衛生管理体制の高度化など、生産者や消費者ニーズへの対応
- ▶ 機能維持やニーズへの対応を可能とするための経営基盤の強化。市場事業会計の安定化や市場取引の活性化及び災害等への備えを推進

○札幌市中央卸売市場業務規程の改正

- ▶ 札幌市場が価格形成や衛生管理といった公的機能を引き続き果たしていくために、これまでの卸売業者・仲卸業者・売買参加者等による流通形態を堅持
- ▶ 取引ルールについて、物流の効率化等の観点から、これまでの例外規定を引き続き設定

計画の全体像



第2章 卸売市場を取り巻く環境

- 北海道及び札幌市の将来推計人口は減少予想
- 生鮮食料品の消費量は平成元年度と平成30年度を比較すると、魚介類36%減、野菜16%減、果物9%減となっており減少傾向
- 全国の食品流通における卸売市場経路¹は、平成元年度と平成29年度を比較すると「水産物」は25.4%減の49.2%、「青果」は27.6%減の55.1%となっており減少傾向
- トラック輸送を担う運送業者の雇用状況について、近年人手不足が常態化

¹ (卸売市場経路) 国内で流通した加工品を含む畜産物、水産物のうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場を除く。)を経由したものの数量割合の推計値

共通課題

○「効率的な流通の確保」と「災害等への備え」を札幌市場全体の課題として整理

共通課題	対応の方向性	取組内容
効率的な流通の確保	販売・集荷力の強化	販売・集荷力強化支援事業 輸出促進事業
	品質衛生管理の徹底	食育ツアーの実施 北海道産品の魅力発信
	業務の効率化	HACCPへの対応 市場施設整備の考え方の整理
	地震や感染症への対応	物流の効率化 市場施設整備の考え方の整理
災害等への備え	日々の備えと発生時の対応	危機管理体制の増強

推進体制

- 市場関係事業者及び開設者等で組織する「経営展望推進委員会」で推進
- 令和2年6月に施行された改正卸売市場法は5年を目途に見直しされる予定があること、計画開始後に外部環境が変化した場合には新たな対応が必要となることなどから、第2次プロジェクトも5年を目途に見直し

2 [HACCP] Hazard Analysis and Critical Control Point (危害要因分析重要管理点) 食品等事業者自らが食中毒等の危険要因を把握した上で、作業工程のなかで、それらの危険要因を排除又は低減させるために工程管理する衛生管理手法（厚生労働省HPより）

第4章 市場事業会計の投資・財政計画

投資・財政計画の策定

- 将来にわたって市民の食卓を支える「生鮮食料品流通の核」として安定的に事業を継続していくためには、市場事業会計の健全化が不可欠
- 総務省要請による中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」としての位置付け

改革プランの取組

- 第2次プロジェクトの前計画である経営改革プラン（以下「改革プラン」という。）は、開設者が10年間（平成23年度～令和2年度）の市場事業会計の収支計画として策定

視 点	取 組（一部）
市場の活性化	○市場の役割や旬の食材に関する情報に関する発信 ○事業者による産地との連携等販売力強化に関する事業への支援
経営の効率化	○市場施設保守管理に関する長期契約の締結など市場運営経費の削減 ○一般ごみ等の排出に関わる経費の受益者による適正な負担
環境にやさしい市場	○木質系廃材を燃料として生ごみを飼料にリサイクル処理する施設の整備 ○市場内の照明をLED電球に変更
災害に強い市場	○非常時には生活用水として提供可能な地下水活用システムの整備 ○太陽光発電システムの導入
【改革プランにおける2つの目標】	
①【未達成】令和元年度までに収益的（経常）収支の黒字化（令和元年度は▲85百万円）	○売上高割使用料収入の減少や施設管理の委託費の増加等により乖離が発生
②【未達成】令和2年度までに単年度資金の黒字化（令和2年度は▲82百万円見込み）	○収益的収支の赤字に伴い、単年度資金においても乖離が発生

市場事業会計の現状

- 市場事業会計の構成と推移

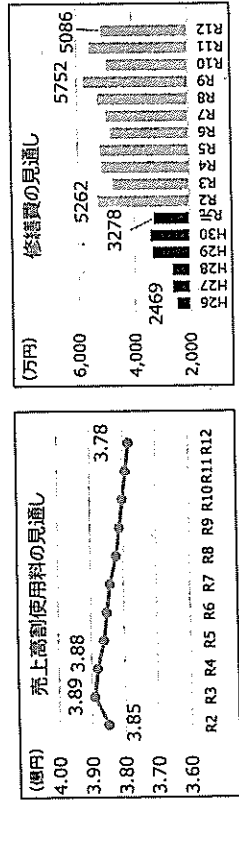
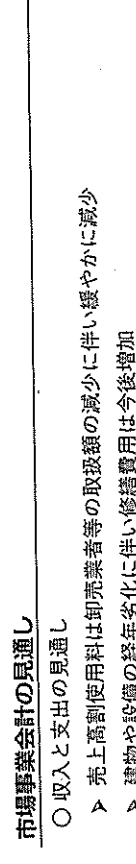
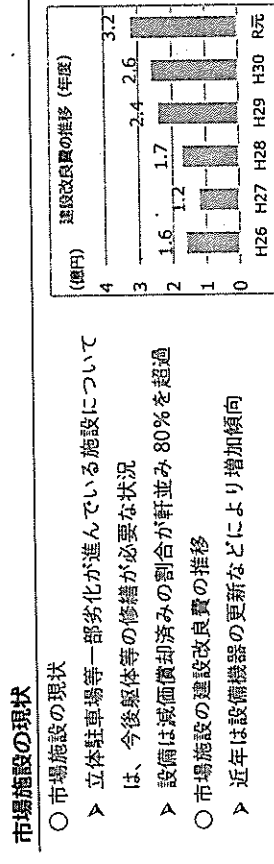
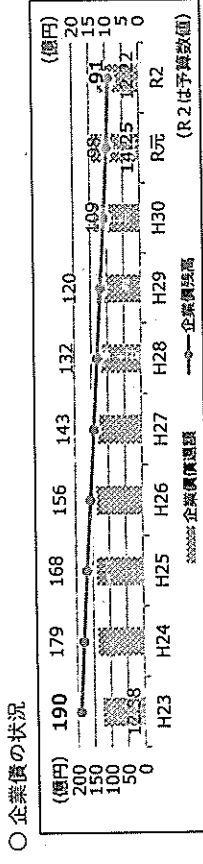
- 再整備事業（平成11年度～平成18年度）に伴う減価償却費及びその後の設備投資による減価償却費により経常損失を計上
- 企業債の残高は年々減少しており、また、償還額は令和元年度がピーク
- 構成（主なもの）

収益的収支	日々の営業活動に必要な収入及び支出
収入	売上高割使用料 卸売業者等が売上高に応じて負担する使用料
支出	施設使用料 市場施設の使用状況に応じて負担する使用料
	市場管理費 人件費、光熱水費、施設の修繕費等
資本的収支	施設の建設や改良などに必要な収入及び支出
収入	企業債 公営企業施設の建設等の資金を調達するために発行されるもの
支出	建設改良費 固定資産の新設・改築など建設改良のための費用

○ 推移

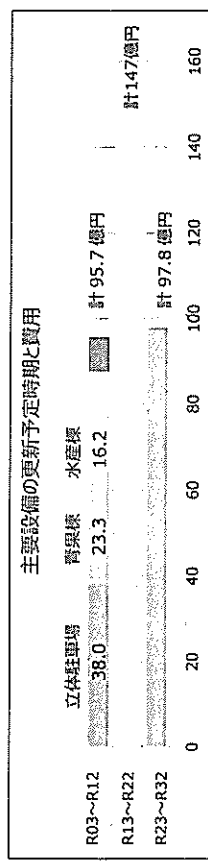
区分 (年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
収益的収入	1,922	1,927	1,941	2,367	2,356	2,338	2,287	2,244	2,200	2,177
うち売上高割使用料	645	421	423	426	437	424	411	386	363	385
うち施設使用料	601	834	881	885	887	909	896	884	897	917
収益的支出	2,323	2,272	2,238	2,976	2,555	2,504	2,405	2,435	2,284	2,344
うち市場管理費等	943	955	961	1,013	979	952	962	1,005	1,055	1,179
うち減価償却費	957	933	925	1,235	1,245	1,248	1,170	1,191	1,023	957
うち支払利息	384	356	328	301	272	246	234	193	173	154
収益的(経常)収支(A)	▲401	▲345	▲297	▲609	▲199	▲166	▲118	▲191	▲85	▲167
資本的収入	622	1,106	996	835	769	821	901	942	1,038	1,155
うち企業債	0	238	300	148	100	157	231	248	324	488
うち一般会計繰入金	619	688	689	687	669	664	670	694	713	611
資本的支出	1,251	1,811	1,725	1,537	1,462	1,498	1,579	1,644	1,744	1,778
うち建設改良費	13	436	346	162	125	169	239	256	319	551
うち企業債償還金	1,238	1,375	1,379	1,375	1,337	1,329	1,340	1,389	1,425	1,222
うち(B)	▲629	▲705	▲729	▲702	▲693	▲677	▲678	▲702	▲706	▲623
損益勘定留保資金等(C)	957	935	924	1,239	887	871	811	845	731	708
繰上高割使用料見通し	▲73	▲115	▲102	▲72	▲5	28	15	▲47	▲60	▲82

※四捨五入により合計が一致しない場合がある



R元年度までは決算値、R2年度は予算値、R3年以降は推計

- 建設改良費(施設更新費用)の見通し
- ▶ 計画期間中(令和3年度～令和12年度)では、水産棟の受電設備や劣化の進んでいる立体駐車場の防水工事などを実施予定
 - ▶ 令和13年度からの向こう10年間で、水産棟と青果棟の給排水設備や、各エレベーターなどの更新時期到来



今後10年間の収支見込

- 令和8年度までは、企業債償還が進むことによる支払利息の減少と、減価償却費の減少等により経常収支の黒字は維持されるものの、令和9年度からは、市場管理費の増加、機械設備の更新に伴う減価償却費の増加転換により経常収支は赤字化
- 建設改良費の増加に伴い企業債残高も10年間で約10億円増加

対策実施前の収支計画

(単位: 百万円)

区分 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収入	2,169	2,157	2,178	2,079	2,114	2,150	2,062	2,096	2,084	2,135
うち売上高割使用料	389	388	386	365	384	382	381	380	379	378
うち施設使用料	918	918	918	918	918	918	918	918	918	918
収益的支出	2,245	2,079	2,040	2,060	2,056	2,084	2,160	2,210	2,204	2,141
うち市場管理費等	1,130	1,133	1,157	1,137	1,141	1,136	1,141	1,155	1,142	1,145
うち減価償却費	974	820	771	816	827	869	936	950	953	944
うち支払利息	135	120	107	97	83	75	71	63	54	47
収益的(経常)収支(A)	▲76	78	138	19	58	65	▲98	▲114	▲120	▲6
資本的収入	1,462	1,838	2,179	1,190	1,666	2,045	1,017	656	520	1,632
うち企業債	869	1,248	1,653	672	1,195	1,658	635	300	171	1,315
うち一般会計繰入金	593	590	526	518	471	387	382	396	349	317
資本的支出	2,067	2,440	2,713	1,714	2,143	2,439	1,405	1,097	875	1,954
うち建設改良費	875	1,255	1,655	673	1,195	1,659	636	300	172	1,315
うち企業債償還金	1,186	1,181	1,053	1,037	942	775	764	792	698	633
うち(B)	▲605	▲602	▲533	▲524	▲476	▲393	▲388	▲401	▲355	▲322
損益勘定留保資金等(C)	722	612	576	620	632	674	742	757	762	752
繰上高割使用料見通し(A+B+C)	42	88	181	115	214	346	256	242	268	425
年度末資金残高	944	1,033	1,214	1,329	1,543	1,888	2,144	2,386	2,674	3,098
企業債償還	8,754	8,821	9,422	9,057	9,310	10,194	10,065	9,573	9,046	9,727

四捨五入により合計が一致しない場合がある。建設改良費は平準化を行う前の値を計上。

第5章 市場事業における基本目標

基本目標	持続可能な財務体質の構築
------	--------------

- 基本目標の達成に向けて
 - 事業者の販売力・集荷力強化事業への支援を通じて開設者と事業者双方の経営を安定化
 - 施設利用等について受益者負担の原則に基づく適切な利用
 - 建物の長寿命化、予防保全³の考え方をを用いた設備の修繕・更新及び投資の平準化
 - 企業債による財源確保を基本としつつ、将来世代への過度な負担を残さないためにその残高を適切に管理
 - 長期的に累積欠損金⁴の縮減
 - 札幌市が引き続き経営者として、健全な財務体質の下で市場運営を担い、生産者を含む取引関係者が安心して取引に参加できる環境を維持
 - 市民理解を深めるため札幌市場の役割や食の安全・安心に関する取組等を情報発信

第6章 市場事業会計の課題

市場事業会計の課題

課題	現 状	将来見込み等
安定した収入の確保	○ 水産物の漁獲不振 ○ 天候不順による青果物減少 ○ 市場外流通の拡大	○ 営業収入の減少 ➢ 売上高割使用料 R3年度:3.89億円 → R12年度:3.78億円
継続的な支出の抑制	○ 主要施設の更新時期到来 ○ 委託業務の人員費の増大 ○ 保守費用の増大	○ 施設の修繕、更新費用の増大 ➢ 修繕費用 R12年度:5,086万円 ➢ 更新費用 R3～R12年度計で約96億円
社会的要請への対応	○ 食の安全、安心の確保 ○ 災害発生時の取引の停止	○ 市民の安全・安心に対する意識の高まり ○ 災害などへの備えの不足
市場施設整備の考え方	○ 再整備や改革プランで整備された市場機能を維持	○ 機能強化の方向性の検討 ○ 財務規律の維持、国等の補助活用検討

市場事業会計の評価指標

基本目標に対する評価指標	収益的（経常）収支の黒字化及びその維持
--------------	---------------------

第7章 具体的な取組

取組	事業概要	開始時期	目標効果額等
販売・集荷力強化支援事業	市場関係事業者が行う販売・集荷力の強化に資する取組に対して、補助金による後押しを行い、新たな販路拡大などを支援	R3より事業開始	6,510万円
市場関係事業者の輸出促進支援	○国や北海道の輸出促進政策に関する情報収集 ○市場関係事業者による輸向け商品開発への支援 ○輸出に関する証明書の市場内発行を検討・実施	R6より事業開始	2,110万円
市場使用料の見直し	○取引形態の変化を踏まえた適正な使用料の検討 ○受益者負担の原則に基づく使用料検討	R3より事業開始	6,770万円
市場内空室の解消・稼働率向上による収益確保	○市場内の空室に官公庁組織等も含めた誘致 ○飲食スペースの設置等市場関係事業者に加えて観光客にも利用してもらええる環境づくり ○調理実習室の使用方法的稼働率向上	R6までに空室解消	5,130万円
受益者負担の適正化	○市場施設・用地の利用実態について調査 ○利用者に受益者負担の徹底	R5より事業開始	7,080万円
市場用地の有効活用	○休市日や取引を行っていない時間帯における駐車場の有効活用 ○第2寸衛室に隣接する米客用駐車場を需要の高い月極駐車場に転用等施設の有効活用	R3より事業開始	1,100万円

取組	事業概要	開始時期	目標効果額等
計画的な施設の更新	○建物の定期的な点検に基づく計画的な修繕や、修繕方法の見直しによる建物の長寿命化 ○設備の計画的な更新により突発的な故障による業務の停滞を防ぎ将来的な修繕費用を抑制	R3より事業開始	1億円
事務経費の削減	○業務の見直しや効率化により更なる事務経費の削減 ○ペーパーレス化の推進	R3より事業開始	3,650万円
資源リサイクル施設の在り方の検討	食品ロスや自然環境に対する意識の高まりや、品質管理の向上により、生ごみや木製廃パレットの排出量が減少傾向にあることから、施設の停止も含め今後の当該施設の在り方を検討	R3より調査・検討開始	6,480万円

3【予防保全】機械や設備を継続的かつ安定して稼働させるために、点検、修理、部品交換などの保全計画を立てて定期的にメンテナンスを実施していく保全方法。
4【累積欠損金】営業活動によって欠損を生じ、繰越利益剰余金や利益剰余金、資本剰余金等で補填できなくなった各事業年度の損失（赤字）が累積されたもの。

Ⅲ 活性化編

第8章 市場の活性化に向けた基本目標

活性化ビジョンの取組

○ 活性化ビジョンは市場関係事業者が策定した市場活性化のための10年計画

視 点	取 組 (一部)
販売力の強化	補助事業を活用した販路の拡大
情報発信機能の強化	「印象的かつ簡潔な通知」などを目的として、市場ロゴマークを作成
市場機能の強化	物流効率化に向けた売場等における使用ルール及び運用実態の検証
集客力の強化	消費拡大フェアの開催 (R元年の来場者数約 31,000人)
環境にやさしい市場づくり	資源リサイクル施設及び太陽光発電施設の稼働
災害に強い市場づくり	地下水活用システムの整備

市場の活性化に向けた基本目標

○ 計画期間の基本目標を「経済」「環境」「安全・安心」の3つの観点から設定

経 済	環 境	安全・安心
○ 食品流通の拠点として地域経済に貢献する市場	○ 生産者と実需者のニーズをマッチングさせ集荷と販売の好循環を生み出す	○ HACCP に基づく衛生管理を徹底
○ 市場に集まる北海道産品の魅力を積極的に発信	○ 海と大地とともに歩む環境負荷の少ない市場	○ 市場における安全・安心の取組について積極的に発信
	○ 市場で使う冷蔵車や施設、車両などについて、自然環境を守るため新エネルギーの利用	
	○ 物流の効率化を推進することで、CO2の削減	
	○ 災害発生時においてもその機能を維持していくために防災に関する取組	
	○ 食品の安全・安心を守る市場	

第9章 札幌市場全体での取組

課 題	取 組	事業概要	目 標 (指標)
取引の強化	共同実施による取組	○ 輸出に関する検討や他市場との連携等共同実施により取り組むべき事業の検討	新たな共同事業の実施 (10年間で3件着手)
	各事業者による	○ 実需者に対するリアルタイム業務や生産者と実需者を結ぶコーディネート機能の強化等事業者において新規事業の検討	新たな事業の実施 (10年累計12件以上に着手)
	新たな取組	○ 買出入制度における買掛要件、入場ルール等の見直しを検討	
	買出入制度の整備及び卸売市場法改正後の取引ルールの見直し	○ 水産物部と青果部で異なるルールを解消するための検討	ルールの見直し (R6年度を目処)

6 [実需者]八百屋や魚屋などの小売店、外食産業、中食産業、スーパーなどの量販店、加工業者などのバイヤーを指し、消費は含まない。

取 組	事業概要	開始時期	目標効果額等
危機管理体制の強化	○ 市場関係事業者とともに市場全体としての事業継続計画 (BCP) を策定 ○ 市場全体での防災訓練の実施や必要物資を備蓄	R3に事業継続計画策定	年に1度事業継続計画の見直し
多様なエネルギー機器の導入	○ 電気や水素など多様なエネルギーの導入を検討し災害時でも業務が継続できる体制づくり ○ 市場関係事業者が多様なエネルギー機器を導入しやすい設備環境を整備	R3より検討開始	導入検討事業者数 10社
観光客の取り込み	○ 見学スペースにおけるWi-Fi導入 ○ 観光客向けの飲食スペースの整備を検討	R7までに整備完了	見学者数前年度比プラス
食育ツアーの実施	○ 小学生等に市場を直接体験してもらう見学ツアーの実施	R3より事業開始	見学ツアー夏冬1回実施
環境負荷軽減に寄与する取組の推進	食品ロス削減やごみ削減など、SDGsの観点において社会貢献を行った事業者を表彰するなど、環境負荷軽減に寄与する活動の後押し	R3より事業開始	取組参加事業者数 10社/年

市場の環境価値の増大

○ 生鮮食品の流通環境の変化に対応するため、事業者が求める必要な機能を市場全体の視点で整理
○ 農林水産省による「卸売市場に関する基本方針」で求められている施設の在り方を考慮
○ レジリエントな市場運営を目指すため、今後10年間で求められる機能について施設等の整備・改修を検討
○ 施設等の整備・改修に際しては、民間活力の導入も含めて検討

取組による効果

区分 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収入	2,180	2,181	2,182	2,125	2,110	2,102	2,102	2,128	2,127	2,147
うち売上高使用料	392	393	394	394	393	393	392	392	389	386
うち施設使用料	935	935	935	942	942	942	942	942	942	942
収益的支出	2,246	2,056	2,021	2,023	2,056	2,046	2,046	2,065	2,061	2,082
うち市場管理費等	1,116	1,125	1,148	1,126	1,123	1,127	1,127	1,127	1,104	1,098
うち減価償却費	974	806	761	797	822	836	853	877	903	933
うち支払利息	135	119	106	95	82	70	62	55	48	45
収益的(経常)収支(A)	▲ 65	125	161	102	54	56	56	63	66	65
資本的収入	1,196	1,840	1,930	1,400	1,053	1,027	1,193	1,136	1,279	1,547
うち定額債	603	1,250	1,404	882	582	640	819	747	945	1,238
うち一般会計繰入金	593	590	526	518	471	387	374	389	334	309
資本的支出	1,801	2,443	2,463	1,924	1,529	1,420	1,572	1,529	1,618	1,861
うち建設投資	610	1,257	1,405	883	582	641	819	747	945	1,238
うち減価償却金	1,186	1,181	1,053	1,037	942	775	747	777	667	617
取引(B)	▲ 605	▲ 602	▲ 532	▲ 524	▲ 476	▲ 393	▲ 379	▲ 394	▲ 340	▲ 314
損益勘定留保資金等(C)	722	599	567	601	627	640	658	684	712	742
年度末資金(A+B+C)	52	121	196	180	205	303	335	353	439	492
年度末資金増減	954	1,075	1,271	1,450	1,655	1,958	2,293	2,645	3,084	3,576

※ 四捨五入により合計が一致しない場合がある

【経常収支10年間累計】▲ 56百万円 (取組前) → 683百万円 739百万円の改善

【参考】施設更新費用の増減見込み (10年累計) 95億7千万円 → 89億1千万円 6億6千万円の増減

5 [事業継続計画] 災害等の緊急事態が生じた場合にも、事業の継続又は早期再開するための方法・手段を定めた計画。BCP (Business Continuity Plan) とも表される。

精算事務の効率化	WEB 請求書の導入によるペーパーレスの推進、現金決済から口座振替決済への移行	効率化策の実施 (R6 年度を目標)
北海道産品の魅力発信	○水産物部と農果部による消費拡大事業や食育事業の効率的な運営体制の構築 ○北海道産品の消費拡大につながる魅力的なイベントの実施の検討 OSNS 等を活用して北海道産品の魅力を発信 ○産学共同での食文化の研究会やイベントの実施 ○働き方に対する意識改革に関する講習会の開催等、若手社員への定着化や女性活躍推進に向けた取組の検討 ○子育て世代が安心して働くことのできる職場環境を整備するため、保育ニーズを把握したうえで、事業所内保育所の設置の検討	魅力的なイベントの実施 (実施件数年 6 件以上) SNS による情報発信 (市場 Twitter のフォロー数 1,500 件) 共同イベントの実施 (年 1 件以上) 講習会の開催 (年 1 回以上) 職場環境の整備 (事業所内保育所設置判断 R6 年度を目標)
働きやすい職場整備	各事業者の人材確保 事業所内保育所の整備	

基本目標	海と大地とともに歩む環境負荷の少ない市場	目 標 (指標)
課題	取 組	事業概要
物流の効率化		○パレットの規格変更を含めたパレットによる一貫輸送、パレットトラック等の導入、ICT ⁷ を活用した流通情報の共有化等を検討 ○場内使用ルールの見直しにより、効率化を阻害する状況の改善 ○センターヤード等市場の施設利用に関する実態調査及び適正な受益者負担の検討 ○流通における食品ロスの削減など、環境負荷軽減に向けた取組の検討
環境負荷の軽減	環境負荷軽減に向け た取組 持続可能性に配慮した生鮮品の調達	取組の実施 (生ごみ量の取組実施 前比 10%の削減) 市場関係事業者による 認証の取得 (取得件数 10 年間で 5 件)

7 [ICT] 情報通信技術。information and communication technology の略称

基本目標		食品の安全・安心を守る市場	
課題	取組	事業概要	目 標 (指標)
安全安心の育の成担い	市場内の人材育成	○法令や市場内における取り決めの周知・遵守のための講習会を開催	講習会の開催 (年 1 回以上)
	コンプライアンスの推進	○関係法令や社会の要請等に適合した行動などのコンプライアンスの徹底	コンプライアンス意識向上 (講習会等参加人数 1 年 毎に延べ 700 人)
HACCP への対応	HACCP 等に沿った衛生管理の徹底	○市場関係事業者各社において「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」を徹底	衛生管理意識の向上 (HACCP 衛生管理計画 製作率 100%)
	入退場管理	○保健所広域食品監視センターと連携し、食品特性に応じた取扱いの徹底 ○適切な市場内入退場ルールの設定とその周知徹底	
市場理解の促進	食文化・食育の振興	○北海道の食材に関する情報や食の安全・安心に関する情報等をホームページ、SNS、動画などを活用して発信	情報の定期的な発信 (市場 HP の閲覧件数の 前年度比プラス)
	市場関連イベント情報などのタイムリーな発信と役割周知、魅力発信	○産地による販売促進イベント等の情報発信 ○卸売市場の公的役割や機能を市場見学や市場開放イベント等を通じて周知 ○卸売市場法に定められている入荷や販売に関する日々の情報公表	
	統計情報の適正な提供		正確な情報提供 (不具合発生毎年度ゼロ件)

第 10 章 施設等の整備と改修

- 市場施設等の整備・改修にあたっては、生産者や消費者のニーズや今後の社会情勢を踏まえ、各事業者が必要としている機能を盛り込んだグラウンドデザインを策定
- 施設等の整備・改修の大きな方向性や札幌市場の在り方を再度確認するとともに、適正な受益者負担を踏まえながら、市場関係事業者と開設者による綿密な協議を実施
- 施設等の整備・改修に際しては、民間活力の導入も含めて検討

今後 10 年間に求められる必要機能及び施設例

必要機能	施設例
○ 高度な衛生管理 ○ コールドチェーン ⁸ 確保 ○ 荷降ろし(荷さばき) ○ クロスドッキング ⁹	◇温度帯管理できる冷蔵、低温倉庫(一時保管、空間利用機能含む) ◇荷降ろし、荷さばき箇所の上屋設置 ◇売場内等に設置できる冷蔵、低温保管設備 ◇クロスドッキングセンター

8 [コールドチェーン] 輸送も含め生産地から卸売市場等中間物流拠点及び消費地まで、一貫して低温を保ったまま流通させる仕組みのこと。
 9 [クロスドッキング] 物流センター等にトラックなどで到着した商品を保管せず、その場で仕分け・荷合わせし、出荷すること。

第11章 災害等への備え

○ 日々の備え

課題	取組
全 般	○市場全体の事業継続計画（BCP）の策定や各事業者のBCP策定に関する啓発 ○策定した計画の適宜見直し
地 震	○災害に対する意識向上やBCPの確実な運用のための防災訓練等の実施 ○緊急時の連絡体制の整備
震	○保管施設や輸送手段を確保するための災害に強い設備体制の検討（各施設間で電気を融通する仕組みの構築、多様なエネルギーの導入検討）
感 染 症	○災害発生時に必要となるマスクやアルコール等の物資の計画的な備蓄 ○感染症拡大防止に必要な物資の備蓄

○ 発生時の対応

課題	取組
全 般	○緊急災害対策連絡会議等により、迅速かつ統一的な情報共有 ○BCPに基づき、関係事業者の安全確認や施設の安全確認の実施 ○状況に応じて、全国中央卸売市場協会災害時相互応援協定等へ支援要請 ○災害の種類、被害状況及び被災の期間等に応じた対応（取引手法の変更など） ○商品の適切な管理のため、市場内及び周辺の敷地内に保管場所を確保
安全の確保と市場機能維持との調整	

第12章 資料

パブリックコメント手続き

○ 意見募集実施の概要

意見募集期間	令和2年(2020年)12月25日(金)～令和3年(2021年)1月29日(金)
意見提出方法	持参、郵送、ファックス、電子メール
資料の配布・閲覧場所	札幌市役所本庁舎(2階 市政行政物コーナー) 札幌市中央卸売市場管理課(中央卸売市場内水産棟4階) 各区役所 市民部総務企画課広聴係 札幌市中央卸売市場ホームページ

○ 意見提出者数・意見件数

意見提出者 1団体 意見件数 6件

○ 意見の概要と札幌市の考え方

① 効率的な流通の確保に関すること

意見の概要	札幌市の考え方
物流の効率化について ○ドライバーの労働時間の規制があり、市場での荷卸し時間を出発するだけ短縮する上で、パレットの規格統一の働き掛けをしてほしい。 ○荷卸し時にパレットで卸し、台車を使用しないよう働き掛けをしてほしい。 ○商品の種類とサイズ等を分けて、荷卸しが一括して出来るよう働き掛けをしてほしい。 ○IT化を進めて、予約番号で荷卸時間を提示してほしい。	物流の効率化は当市場における重要な課題の1つとして位置付けております。市場内で使用しているパレットサイズを汎用サイズへ変更することも含めた輸送方法の姿更や、ICTを活用した情報の共有化など、物流の効率化に資する取組を市場関係事業者とともに進めていくこととしております。

② 市場施設に関すること

意見の概要	札幌市の考え方
市場施設の在り方について ○水産棟に商品が入荷すると、荷卸しする場所がなく、屋外で荷卸しをしている為、食品衛生上の問題があるので、屋根を設置してほしい。 ○中継貨物を対応する場所の確保をお願いしたい。	市場施設整備について、卸売市場を取り巻く食品流通環境は変化を続けており、今後求められる市場機能については十分に検討を行う必要があり、市場関係事業者と綿密な協議を行いながら協議してまいります。

○ 意見に基づく当初案からの変更点

なし

奈良県議会行政視察調査内容
(札幌市中央卸売市場活性化に向けた取組について)

(1)札幌市中央卸売市場の施設概要

(2)札幌市中央卸売市場の活性化について

- ・「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」の制定
- ・魅力ある市場ブランドの創出、他市場との差別化、市場としての競争力強化の取組
- ・一般消費者向け賑わい施設(市場周辺商業ゾーンを含む)の整備、連携 など

(3)今後の施設等の整備・改修計画について

- ・市場施設のコンパクト化、物流動線の整理、業務の共同化等
- ・閉鎖型施設や全天候型施設の導入
- ・HACCPの考え方による衛生管理、コールドチェーン化 など

(4)2024 年問題について

「物流の 2024 年問題(トラックドライバーの時間外労働の上限規制)」について、どのような取組をされているのか。また、今後の取組について。

(5)DX 化について

人口減少や流通構造の変化、市場の労働者不足など、事業者の経営環境が厳しくなる中で、生産性を向上することが重要な課題であり、そのために DX 導入は有効な手段であると考えるが、市場における DX 化に向けた取組について。

(6)品質管理及び衛生管理の高度化について

品質管理及び衛生管理の高度化についての状況と新たな取り組みについて。

(札幌市中央卸売市場活性化に向けた取組について)

1. 市場としての競争力強化の取組

(1) 「販路拡大支援事業」

令和3年度より当市場の取扱高の増加に寄与し、卸売業者、仲卸業者、仲卸組合、小売組合の経営の安定化や改善に資する販売力、集荷力の強化を目的とした新規事業への補助制度を実施。1事業者あたり補助上限400万円、補助額総額800万円、補助率1/2。これまでに13件の事業を採択。

(2) 「輸出ブランド化事業」

令和5年度より輸出事業を行う際に、海外向けアピールとなるツールを活用する等の方法により、当市場の魅力をPRし認知度を高めるブランド化への取り組みを行う事業者に対して、その取り組みに係る経費の補助を行う制度を創設。1事業者あたり補助上限250万円、補助額総額250万円、補助率2/3。令和5年度は2件の事業を採択。

※令和4年10月より、開設者事務所に輸出証明書交付窓口を設置。

(3) 「産地連携支援事業」

令和6年度より札幌市民への青果物の安定供給、適正な価格形成、量販店等ユーザーの幅広いニーズに対応した品揃え・物量の確保という市場機能の維持を図るため、道内産地と連携し長期の安定集荷を目的とした事業に対して、本市がその経費の一部の補助を行う制度を創設。1事業者あたり補助額250万円、補助率1/2。令和6年度は1件の事業を採択予定。

2. 魅力ある市場ブランド創出の取組

(1) 「市場PR事業」

開設者、市場協会、事業者から選出された委員で構成される情報発信ワーキンググループにて毎年度PR事業計画を決定。近年は、市場協会YouTubeチャンネルの活用という方針のもと、旬の食材の美味しい食べ方やタイムラプス動画の公開、ショート動画による売場の入荷物、道具等の紹介を行っている。

(2) 「ロゴマーク」

市場の知名度の向上および市場の「食」の安全・安心ブランド周知が目的。情報発信機能強化の取組の一環として、平成 25 年度に公募により決定し、商標登録済み。事業者のトラックや、ホームページ、各種広告媒体等に活用。

(3) 「キャッチコピー」

市場ロゴマークを端的に表現するキャッチコピーおよびデザインを平成 28 年 11 月に決定。市場内関係者より募集を行い「いちばいちばん」に決定。ポスターを作成し、安全安心いちばん、美味しさいちばんをアピール。「いちばいちばんソング動画」を作成し、YouTube に公開。

(4) 「HP・SNS」

開設者の公式 HP、X (旧 Twitter) で、日々の取引情報や旬の食材やブランド食材の記事を発信。

3. 品質管理及び衛生管理の高度化について

平成 31 年に保健所の協力のもと「札幌市中央卸売市場品質・衛生ハンドブック」を作成。

令和 3 年度には HACCP に沿った衛生管理計画書を卸・仲卸業者全社が作成。その後は各社や仲卸組合が衛生管理計画書に基づいた衛生管理(①衛生管理計画の作成②計画の実行③実施状況の記録、保管)の徹底を推進している。

令和 4 年度には物品の品質管理に関する取扱要領を改正し、帽子の着用及び生鮮食料品の取引に関する法令の遵守を義務付け、衛生管理を強化。

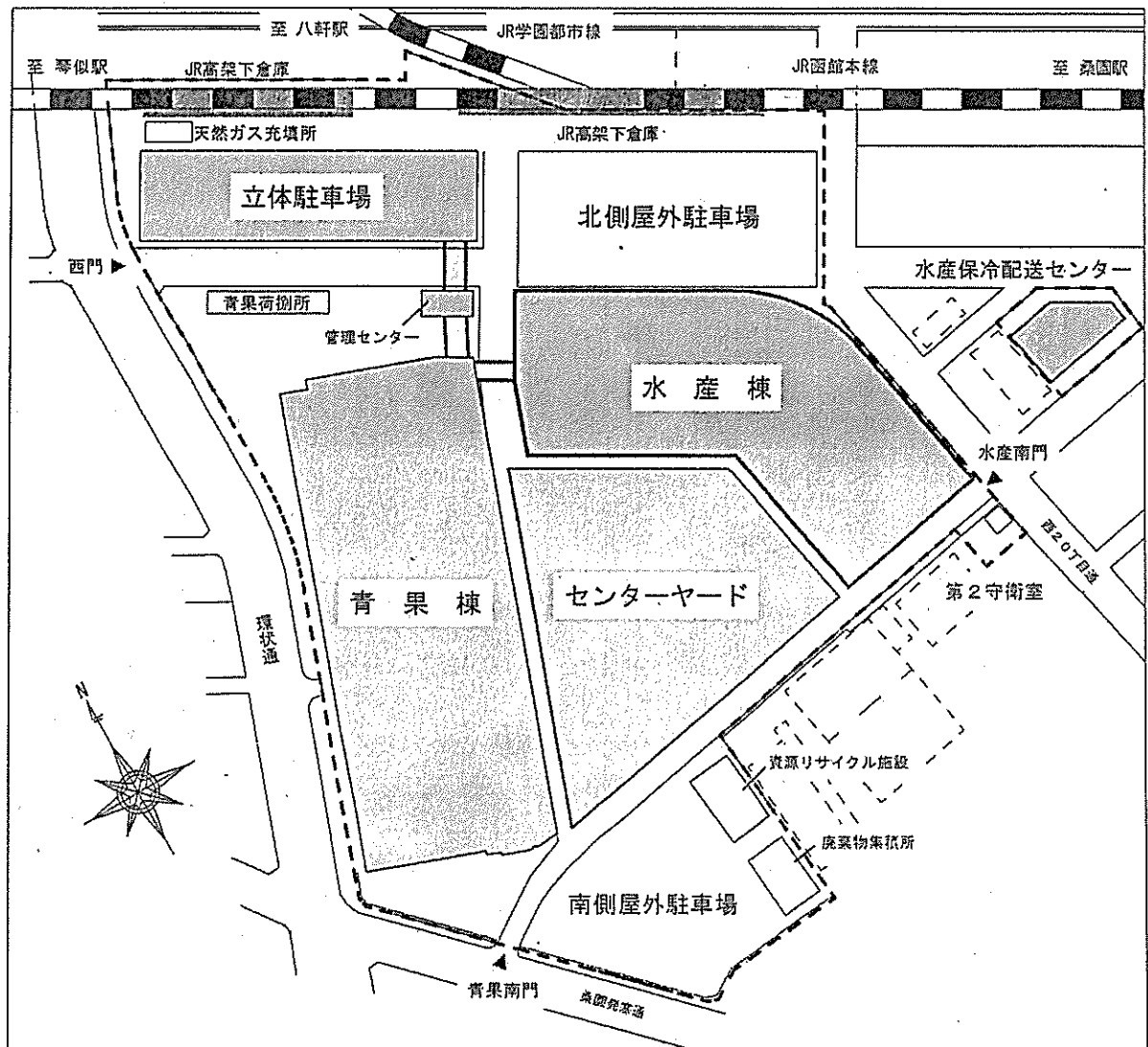
札幌市中央卸売市場

Sapporo Central Wholesale Market

事業概要

令和5年度版





札幌市中央卸売市場 配置図

第1章

THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY



札幌における卸売市場のはじまり

ア 市営卸売市場の必要性

札幌市中央卸売市場は、全国で17番目、北海道では初の中央卸売市場として、昭和34年12月5日に開設した。

しかし、市営による卸売市場の開設に向けた動きは、道都として都市化が進んでいた大正時代にさかのぼり、「中央卸売市場法」の公布(大正12年3月)を契機に、市議会に調査委員会が設けられ、調査活動や議論が活発化した。

昭和4年4月に「中央卸売市場法」の適用が拡大され、昭和5年12月に本市も国により「中央卸売市場」が開設できる地域に指定されたものの、その後太平洋戦争の開戦を迎えることとなり、動きは一旦、中断することとなった。

しかし、終戦直後の経済的な混乱の中、外地からの引揚者や戦禍を免れ疎開してきた市民の帰還により本市の人口は再び急増し、生鮮食料品を安定的に迅速に供給できる市営卸売市場の必要性がさらに増すこととなった。

長期にわたる戦争によって衰え、敗戦によって混乱した地域経済を立て直すため、本市は産業界の代表者等を構成員とする「札幌市産業振興専門委員会」を昭和21年9月に設け、数多い課題のひとつとして「生鮮食料品の流通対策」を諮問。同委員会より、当時輸送の基幹であった鉄道の整備計画にあわせて「中央卸売市場」を設置するのが望ましいとの答申を受けた。

この答申をもとに、本市は札幌駅西隣の桑園駅構内の鉄道引込線用地に現在の中央卸売市場の前身となる市営の「魚菜卸売市場」を昭和25年10月に設置し小規模ながらも業務を開始したが、国鉄の整備計画の変更により昭和27年秋に閉鎖することとなり、短命の卸売市場となる。

イ 中央卸売市場設置の決定

本市としては魚菜卸売市場が閉鎖されても、都市人口がすでに40万人に達していること、さらに北海道における政治、経済、交通及び文化の中心地として急激に街が膨張していたことから、この目標年次を昭和40年とし、人口90万人(本市人口60万人、周辺人口30万人)、年間取扱量水産物5万トン、青果物10万トンと想定し中央卸売市場設置構想の作成に着手した。

ウ 用地買収及び施設建設

昭和29年4月この構想がまとまり、当初全体計画額を344,188千円として農林省に対し当年度の起債及び国庫補助を申請、用地買収及び貨車ホームの建設に着手した。また、この施設完成目標を5ヵ年とし、昭和33年10月1日開場を目処に業者入場問題と並行して準備を進めた。

なお、その後用地の追加取得、鋼材値上がりによる建設費の増加等により全体計画額を494,328千円に変更し、昭和33年4月には施設の完成をみた。

エ 市場施設の完成及び開設の遅延

市場開設は昭和33年10月1日を目処としていたため、昭和33年7月5日より8月31日までの58日間、これらの施設を「北海道大博覧会」桑園会場として使用し、終了後9月12日に中央卸売市場開設準備事務局が現地に移転し業務を開始した。また、10月10日に鉄道引込線も開通して市場施設は全て完成した。

市場施設の建設と並行して業者入場計画を進めていたが、卸売人は単数との国の行政指導に基づいて業界の入場態勢の調整を行ったものの、青果14社(3市場を含む)、水産6社(2市場を含む)をそれぞれ単数に統合することは容易ではなかった。

② 中央卸売市場の開設

ア 開設認可及び業務開始

この間、業者入場計画と併せて業務規程の制定、開設準備手続など業務開始に向けた環境が整備され、昭和34年11月には青果物関係業者14社のうち12社の統合(2社は離脱)がまとまり、12月5日に中央卸売市場として開設の認可を受け、12月10日に卸売人1社、仲買人26名により青果部の業務を開始した。

水産物部は、統合調整の遅れから、青果部の業務開始の半年後、昭和35年4月4日に卸売人2社(1社は単独入場、他の4社が1社に統合、1社は入場せず)、仲買人41名により業務を開始した。

イ 各種委員会の設置

市民生活に直結している生鮮食料品の安定供給という役割を担う卸売市場の整備については、市民の強い関心事であり、市政運営においても大きな行政課題であった。

このため、市長の諮問機関として、札幌市中央卸売市場建設期成会(昭和30年8月～昭和31年5月)、札幌市中央卸売市場開設審議会(昭和31年12月～昭和34年12月)、札幌市中央卸売市場運営委員会(昭和34年12月～昭和47年3月)を設置して、市場の建設、開設準備及び市場運営の円滑化に大きな役割を果たしてきた。

③ 開設後の経過

ア 施設の整備

市場開設後は、当時の高度経済成長に伴う、人口の都市集中化が急速に進展した結果、市場取扱量は飛躍的な増大を示し、開場以来3年目の昭和36年には、当初の目標である水産5万トンほぼ目標に達し、青果については数年のうちに10万トンの目標を達することが明らかになったため、既存市場の東側隣接地を取得拡張し、施設整備拡張を行うこととした。

この整備拡張計画は、昭和42年度から46年度の5か年にわたり、用地取得及び水産施設の新築並びに青果施設の増改築等総額23億円の建設改良事業となり、これにより施設規模は在来約2倍となった。

しかし、水産物の取扱量は昭和45年度ですでに目標の110,600トンに達したため施設の狭あい化が進み、これに対処するため、昭和48年度に水産本館を増築し、青果部門では、近年の都市化の進展に伴い激増する消費動向に対応した生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を一

層促進するため、昭和51年5月に青果部卸売業者の複数化を実現するとともに、増大する取扱量に対処するため、昭和51年度に青果本館を増築した。加えて、水産部門において水産棟の卸売場及び仲卸売場から排出する汚水の水質を浄化することにより、水質汚濁防止等の環境保全に寄与するため、昭和51年度に全国に先がけて排水処理施設を建設した。

昭和53年度には、国鉄函館本線の高架化事業に関連して、市場鉄道引込線が撤去されたことに伴い、これの補償費で撤去跡地の舗装復旧を行うとともに、これに伴う青果棟シャッターのかさ上げ改良及び水産棟底増築、構内照明新設等を施行した。また水産物部の一部小売組合事務所が狭あい化してきたため事務所を増築、昭和54年度には、排気ガスによる大気汚染を防止するため、水産棟に換気装置を新設した。

また、昭和58年度には、水産物部業者事務所が狭あい化してきたため、事務所を増築し、昭和60年度から61年度にかけては、青果部門の売場の有効活用を図るため、青果棟の増改築等を行い、仲卸店舗を4列配置から2列配置に変えるなど売場の再整備を行った。平成元年度には、駐車場の狭あい化に対応するため、JR在来線跡地を借り上げ、駐車場を拡張、平成2年度には、水産棟業者事務所の増築工事や買荷保管庫・共同配送センターを新築、平成3年度には、新たにスタートした国の第5次市場整備計画に合わせ、JR高架下を利用した青果定温倉庫を新築するとともに、将来の事業棟全面建替えに向けて、市場北側事業用地の取得を行った。

平成4年度は、水産棟の卸売場を増築し、低温売場を新設したほか青果地場棟卸売場を低温売場に全面改修した。また、JR高架下部分に青果定温倉庫を新築するとともに、廃発泡スチロールの処理施設を新築した。

平成5年度は、風雪雨による影響を最小限に抑えるため、青果棟・水産棟間トラックヤードの上屋を新設し環境改善を図るとともに、狭あい化が問題となっている青果荷捌所を青果棟北側空地に新設した。

さらに、市場冷蔵が老朽化し、この代替施設が必要となったため、平成6年度には市場隣接地に日本塩回送(株)と共同で水産保冷配送センターを建設した。

これにより、商品管理の適正化・市場における配送サービスの向上・配送コストの軽減等、保管・流通機能の一層の充実が図られたところである。

イ 新設市場の開設計画と断念

「札幌市長期総合計画」において、将来の人口増加による取扱増と既存市場の過密化に対応するため、新市場として東部市場の建設計画が打ち出された。

本市はこれにより新設市場の立地場所の選定に入り、都市計画との整合性等から「札幌市大谷地流通業務団地」内に昭和47年度から49年度の3か年にわたり、本市団地造成事業会計から総面積156,854㎡の用地取得を行った。

しかし、この構想は、周辺供給地域における人口増勢の鈍化、消費需要の減退、景気の低迷による取扱量の伸び悩み等のため、概ね昭和70年頃を目処に計画を延期することとなった。

さらに、市場を取り巻く環境の変化に的確に対応し、生鮮食料品の流通拠点としての市場機能の向上を図る必要があることから、平成元年9月に東部市場計画を含めた市場整備基本方針について、市場開設運営協議会に諮問し、専門部会を設けて検討がなされた結果、平成2年4月には、周辺地域の経済活動やうるおいのある環境整備を促進できる「現市場再開発方式」が最も適当であるとする答申を受け、東部市場計画は中止することとなった。

ウ 市場再整備計画

東部市場計画が中止となったことに伴い、現市場での再整備を進めながら市場機能の近代化と高度化を図ることとし、21世紀に向けて飛躍する市場のあり方と早期全面改築を目標として青写真づくりを検討するため、平成4年8月、水産・青果の関係業界を中心とする建設検討委員会が設置され、協議を重ねた結果、平成5年11月に報告書として取りまとめられ、早期全面改築の要望書とともに市長へ提出された。

その後、市場本体の再整備が農林水産省の第6次整備計画(平成8年3月)及び札幌市第3次5年計画へ正式に位置づけられたことから、本市と関係業界からなる「再整備推進委員会」を新たに設置し、平成9年6月には業界要望を踏まえた「再整備基本構想」を策定し、同構想をベースに平成11年8月には札幌市としての「再整備基本計画」を策定した他、立体駐車場の建設に着手し、平成12年8月に竣工した。平成13年3月には、農林水産省の第7次整備計画に継続して採択され、同年8月に新水産棟の建設に着手し、平成14年11月に1期工事を、平成15年12月に2期工事を竣工した。また、平成16年11月に新青果棟の建設に着手し、平成17年3月には、農林水産省の第8次整備計画に継続して採択された後、平成18年2月に竣工した。

最終年次となる平成18年4月に管理センターの建設、6月にセンターヤードの建設、9月に廃棄物集積所の建設、10月に外構整備及び第2守衛室の建設に着手し、同年9月には管理センターが竣工し、平成19年2月には全ての工事が竣工したことにより、一連の市場施設の再整備が完了した。

なお、「再整備基本計画」に基づき実施した情報ネットワーク通信基盤システムの構築については、平成12年度にシステム構築を行い、平成13年4月には第一次システムを稼動させた。その後、稼動システムの運用管理と機能改善を行いながら、平成18年度まで継続して計画に沿ったシステム開発を実施した。

エ 卸売市場法の制定及び業務規程の主な改正

大正12年3月に制定された「中央卸売市場法」に代わって、新たに「卸売市場法」が昭和46年7月1日に施行されたことに伴い、従来の中央卸売市場法に基づく業務規程が廃止され、新たな卸売市場法に基づく業務規程が昭和47年3月1日に施行された。

また、市長の諮問機関として昭和34年以来設置していた札幌市中央卸売市場運営委員会についても、新たな卸売市場法の制定に伴い発展的に解消され、新たに新法に基づく札幌市中央卸売市場開設運営協議会を昭和47年4月に設置した。

平成11年7月の卸売市場法の一部改正を受けて、卸売業者の財務の健全化、取引方法の改善等を内容とする業務規程の一部改正が行われ、平成12年4月1日に施行された。また、併せて、売買取引の確保・設定に当たり必要な事項を調査審議させるため、札幌市中央卸売市場取引委員会を新たに設置する改正が行われた。

平成16年6月の卸売市場法の一部改正を受けて、各売場における品質管理の方法を定め、流通の効率化を図るための電子商取引(インターネットを利用する取引)の導入をはじめとする取引の規制緩和等を内容とする業務規程の一部改正が行われ、平成17年4月1日に施行された。また、併せて、仲卸業者の財務基準を新たに設定するとともに、札幌市中央卸売市場取引委員会に部会を設置する等の改正が行われた。

さらに、規制緩和の一環として、平成21年4月以降、委託手数料について卸売市場ごとに業務規程において料率の決定方法等を定めることが義務付けられたため、委託手数料率については

卸売業者が定めて開設者に届出を行う旨の改正案を市議会にて審議、平成21年1月15日に改正条例を公布した。

平成24年5月1日には、卸売業者の取引高増加への意欲を高めるとともに、安定的な収入確保を図るため、売上高割使用料率の引下げ(1000分の4→1000分の2.5)と一部の面積割使用料の引上げ等を内容とした業務規程の一部改正を施行した(使用料改定以外の部分は同年4月1日施行)。

平成28年11月に内閣府の規制改革推進会議において、生産者の所得向上を図るため、「有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」について提言が行われた。これを受け食品流通における「中間流通の抜本的な合理化」、「卸売市場法の抜本的見直し」を図ることとなり、農林水産省は卸売市場法の各種規制について見直しの検討を開始した。平成30年3月に通常国会に卸売市場法改正案が提出され、同6月22日に改正法が公布された。

卸売市場法の改正にあたっては、従来の卸売市場が果たしてきた集荷、価格形成、代金決済等の機能は重要であるとし、今後も卸売市場は食品流通の核として堅持すること、一方で生産者の所得向上や消費者ニーズへの的確な対応のためには卸売市場も含めて新たな需要の開拓や付加価値向上に繋がる食品流通構造を確立することが重要であるとされ、このような観点から市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することとされた。

具体的には、83条あった条文は19条となり、これまで全国一律で規定されていた取引に関するルールや、卸売業者の許可に関する規定等が削除される形となった。

卸売市場法の改正を受け、本市場では平成30年6月に卸売業者、仲卸業者組合、売買参加者組合、開設者等を構成員とする「法改正対応検討委員会」を設置して、「第三者販売」、「直荷引き販売」、「商物一致の原則」等の取引ルールの在り方について検討を行った。

検討の結果、本市場では市民への生鮮食料品等の安定供給や、公正な取引を引き続き確保するために、これまでの卸売業者、仲卸業者、買受人による流通体制及びその体制に基づく取引ルールを維持することとした。一方で、物流の効率化や流通の合理化等による市場の活性化の観点から一部例外規定を設けることとした。

上記の内容を踏まえた業務規程の改正案を令和2年第1回定例市議会に提出し、同3月に可決、公布され、改正卸売市場法の施行日にあわせ令和2年6月21日に施行された。

オ 売買参加者制度の導入

開設以来、本市場における売買参加者制度については、青果部の道内物売場に限り実施してきたが、基本的には仲卸制度を堅持しつつ、可能な限り市場取引に参加する機会を拡大し、より開放的な市場運営を図るため、青果部は昭和50年2月より全面売買参加者制度を、水産物部は同年3月より限定売買参加者制度をそれぞれ導入した。そして昭和52年6月より水産物部においても全面売買参加者制度を採用した。

カ 青果部卸売業者の複数化

本市中央卸売市場の卸売業者の数については、当初より青果部は1社、水産物部は2社で業務を行い、札幌市市域における生鮮食料品のうち、とりわけ青果物の供給については、中央卸売市

場のほか、場外地方卸売市場及び問屋がその任に当たり円滑な流通に努めてきたところであるが、急激な都市化の進展に伴って、より一層改善された流通体系の確立が肝要となってきた。

以上のことから、本市は激増する消費動向に対応するため、流通の一元化を図りつつ有効な競争効果を導入して、将来の青果物のより安定した供給と取引の効率化を促進するため昭和51年5月18日から青果部卸売業者に複数制を採用した。

キ 仲卸業者の経営改善

平成11年度の「食品流通構造改善促進法」改正により、卸売市場における卸売業者及び仲卸業者等の経営規模の拡大及び経営管理の合理化等のための措置が規定されたことに伴い、平成12年度に「仲卸業者経営改善指導要領」を策定した。この要領においては、新たに仲卸業者の財務基準を規定するとともに、中小企業診断士等の専門家による経営診断の実施を定めた。

平成13年度には、当市場水産物部が経営基盤強化モデル市場の指定を受け、札幌市水産物卸売協同組合を中心として、卸売業者と開設者を加えた「水産物部活性化検討委員会」を設置し、『拠点市場としてより活力ある市場をめざして』と題する行動計画書を取りまとめた。

平成14年度には、この行動計画を実行に移すための「水産物部活性化実行委員会」を設置し、仲卸業者の経営基盤強化に取り組んだ。

また、同年度、青果部についても経営基盤強化モデル市場の指定を受け、『産地・消費地市場としての夏・冬を意識したメリハリのある市場機能の強化』と題する報告書を取りまとめた。

平成17年度には、業務規程に仲卸業者の財務基準を規定することにより、仲卸業者に対しては、当該基準に基づき、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることが可能となった。また、手続きを円滑に進めるため、「仲卸業者経営改善に関する取扱要領」を新たに定め、中小企業診断士による指導と併せて、仲卸業者の経営体質強化を進めている。

平成23年度からは、仲卸業者の経営体質の強化と健全化を図るため、仲卸経営支援事業をスタートし、専門性を有する団体による経営改善支援、経営相談、研修会等を行っている。

ク 中央拠点市場の指定と卸売市場としての経営戦略の確立

平成22年10月に農林水産省が策定した第9次卸売市場整備基本方針に基づき、生鮮食料品の効率的な流通ネットワークの拠点としての役割を担う「中央拠点市場」に、本市場は指定された（平成23年3月）。

また、第9次基本方針では、中央卸売市場においては、開設者及び市場関係事業者が一体となって、卸売市場全体の経営戦略的な視点から経営展望を策定するなど卸売市場としての経営戦略の確立が求められた。

このため、本市場では、平成23年8月に市場関係事業者が中心となって『札幌市中央卸売市場活性化ビジョン』を策定するとともに、同年12月には開設者（本市）が『札幌市中央卸売市場経営改革プラン』を策定し、この2つの計画を将来に向けた経営戦略の両輪として機能させることとした。

ケ コンプライアンス推進に向けた取組み

平成26年4月に卸売業者及び仲卸業者の不祥事が相次いで発覚し、開設者(本市)から市場に対する市民の信頼の回復に向けたコンプライアンスのなお一層の徹底を求められたことを受け、場内関係事業者は、同年5月に開催された札幌市中央卸売市場活性化ビジョン推進委員会において、同委員会の下にコンプライアンス推進会議を設置し、早急に本市場におけるコンプライアンスの推進に向けた取組項目等を定めることを決定した。

コンプライアンス推進会議では、市場関係事業者及び開設者のほかに、外部から弁護士を招き、同年6月から7月にかけて集中的な議論が行われた。

この結果、同年7月末には、「私たちは、公正・透明な取引を推進して、安全・安心な生鮮食料品の安定供給という社会的使命を全うし、信頼される市場を目指します。」というコンプライアンス理念、「企業理念の確立・公正な取引・透明性の確保」という3項目のコンプライアンス基本方針及び内部統制、教育等に係る具体的な取組項目が策定され、市場内に周知徹底されるとともに、外部に向けて公表された。

コ 青果部卸売業者の統合

少子・高齢化による消費量の減少や消費者ニーズの多様化、市場外流通の拡大などにより、青果部卸売業者を取り巻く環境は大きく変化しており、そのような環境変化に対応する必要性が出てきた。

平成29年6月30日に本市場の青果部卸売業者2社が、経営資源・ノウハウを結集し、川上側の産地や川下側の実需者の双方から「選ばれる市場」として活性化を図るため、経営統合に向け、協議を開始する旨を公表した。その後、農林水産大臣の認可を経て、平成30年5月1日に合併し業務を開始した。

サ 中央卸売市場の認定

従来中央卸売市場の開設は都道府県又は人口20万人以上の市に限定されていたが、平成30年6月に改正された卸売市場法では地方公共団体に限らず民間事業者も含めて中央卸売市場の開設が可能となった。本市場では、引き続き札幌市が開設、運営することが市場の公的役割を果たしていくためには妥当であるとの判断のもと、令和2年3月の業務規程の改正を経て、5月に農林水産大臣に認定の申請を行い、6月に認定を受けた。

シ 新たな経営計画の策定

平成23年度に「札幌市中央卸売市場活性化ビジョン」及び「札幌市中央卸売市場経営改革プラン」を策定したが、総務省からは公営企業に対して将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定も要請されていたことから、平成27年度から市場関係事業者とともに新たな経営計画の策定を検討してきた。

令和3年3月には、次期経営計画として「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」を策定した。

① 市場の名称及び位置

名称 札幌市中央卸売市場

位置 札幌市中央区北12条西20丁目

管理事務所 札幌市中央区北12条西20丁目2-1 水産棟4階

電話 (011) 611-3111

FAX (011) 611-3138

② 敷地及び主要施設

敷地面積 129,748㎡ 主要施設延床面積 135,364㎡

(※JR高架下施設を除く)

■主要施設の構造及び面積

(令和5年7月1日現在)

種類	構造	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)
①水産棟	鉄骨鉄筋コンクリート造・地下1階地上4階建	19,022	39,411 卸売場 8,346 仲卸売場 4,737
②青果棟	鉄骨鉄筋コンクリート造・3階建	23,356	36,885 卸売場 13,353 仲卸売場 4,423
③管理センター	鉄骨造3階建	380	903
④水産保冷配送センター	鉄筋コンクリート造3階建	1,783	4,954
⑤青果物共同配送センター	鉄骨造平屋建(JR高架下)	310	301
⑥青果物定温(冷)倉庫	鉄骨造平屋建(JR高架下)	1,258	1,258
⑦青果物定温(冷)倉庫	鉄骨造平屋建(JR高架下)	709	709
⑧青果買荷保管庫	鉄骨造平屋建(JR高架下)	1,082	1,167
⑨青果荷捌所	鉄骨造平屋建	532	503
⑩廃棄物集積所	鉄骨造平屋建(一部2階建て)	1,543	1,591
⑪センターヤード (屋根付駐車場・荷積みスペース)	鉄骨造平屋建(駐車可能台数約520台)	17,922	15,912
⑫立体駐車場	鉄骨造5階建(駐車可能台数約1,000台)	7,245	35,205

1-3

取扱品目

- 1 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の生鮮食料品等
- 2 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の生鮮食料品等

1-4

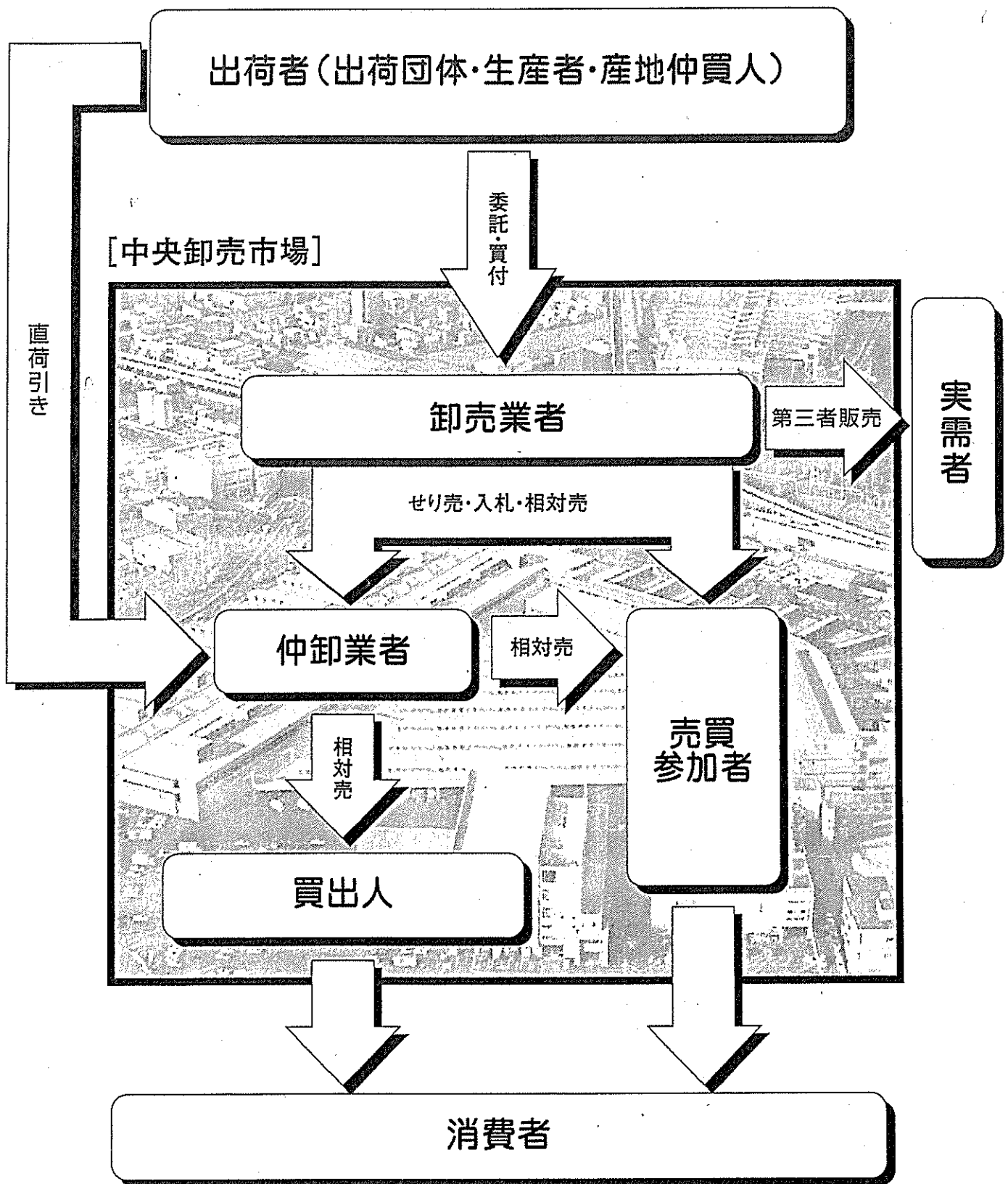
市場の構成

① 市場の機構

市場の機構及び業務運営は、すべて卸売市場法及び札幌市中央卸売市場業務規程(条例)等によって定められており、市場機構の主たるものは次のとおりである。

- ア 開設者 札幌市であり、農林水産大臣の認定を受けて、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、市場施設の設置及び維持管理並びに業務運営の指導監督にあたっている。
- イ 卸売業者 開設者の許可を受けて、出荷者から卸売のための販売の委託を受け、または買い付けた生鮮食料品等を市場内卸売場において、仲卸業者及び売買参加者に卸売をする者。
- ウ 仲卸業者 開設者の許可を受けて、市場内の設置する店舗において、卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、または調製して買出人等に販売する者。
- エ 売買参加者 開設者の承認を受けて、卸売業者の行う卸売に直接参加して生鮮食料品等を買い受ける権利を有する小売業者及び大口需要者。
- オ 買出人 市場内において仲卸業者から販売を受ける小売業者及び仲卸業者が販売する通常の取引単位で販売を受ける需要者。
- カ 関連事業者 開設者の許可を受けて、市場において精算業等市場機能を補完する業務を行う者、通運業等市場機能の充実に資する業務を行う者及び物品販売業、飲食店業等市場の利用者に便益を提供する業務を行う者。

② 生鮮食料品の流通経路図





市場関係事業者

(令和5年7月1日現在)

業 種 別	区 分	業 者 数	保 証 金	
			卸売金額(消費税を含む)	保証金額(万円)
卸 売 業 者	青 果 部	1社	300億円未満	500
			300億円以上600億円未満	1,000
	水 産 物 部	2社	600億円以上	1,500
仲 卸 業 者	青 果 部	24社	施設使用料月額の2倍	
	水 産 物 部	24社	施設使用料月額の2倍	
売 買 参 加 者	青 果 部	363人	—	
	水 産 物 部	66人	—	
買 出 人	青 果 部	52人	—	
	水 産 物 部	502人	—	
関 連 事 業 者	第一種	精 算 業	2社	施設使用料月額の3倍
	第二種	運 送 運 搬 業	5社	施設使用料月額の3倍
		通 運 荷 扱 業	2社	施設使用料月額の3倍
		その他の営業	2社	施設使用料月額の3倍
	第三種	飲 食 店 業	2社	施設使用料月額の3倍
		理 容 業	1社	施設使用料月額の3倍
		物 品 販 売 業	5社	その都度市長が別に定める額
		その他の営業	3社	その都度市長が別に定める額

1-5

精算機構

(令和5年7月1日現在)

項目	部別	青果部	水産物部
名称		札幌青果物精算株式会社	札幌水産物精算株式会社
資本金		3,100万円	2,000万円
資本構成	卸売業者	1,000万円	卸売業者 1,200万円
	仲卸業者	1,000万円	仲卸業者 600万円
	小売業者(3団体)	1,000万円	小売業者(1団体) 200万円
	金融機関	100万円	
決済日	仲卸業者	買受日を含む 4日目の午後3時まで	仲卸業者 買受日を含む 4日目の午後3時まで
	売買参加者 及び買出人	買受日を含む 3日目の午後3時まで	売買参加者 及び買出人 3日目の午後3時まで
登録者数	仲卸業者	24社	仲卸業者 24社
	売買参加者 及び買出人	364人	売買参加者 及び買出人 335人

1-6

売買参加者及び買出人の 地域別登録者数 (精算会社登録者含)

青果部 415 人

札幌市	313人	当別町	7
江別市	14	余市町	4
石狩市	10	安平町	2
恵庭市	2	滝川市	2
岩見沢市	6	新ひだか町	3
北広島市	7	稚内市	1
千歳市	4	旭川市	1
美唄市	3	仁木町	1
小樽市	6	その他	29

水産物部 568 人

札幌市	449人	岩見沢市	2
小樽市	26	岩内町	3
江別市	17	苫小牧市	5
石狩市	12	倶知安町	3
当別町	5	函館市	4
恵庭市	4	余市町	3
千歳市	5		
安平町	3		
北広島市	3	その他	24

1-7

委託手数料率表

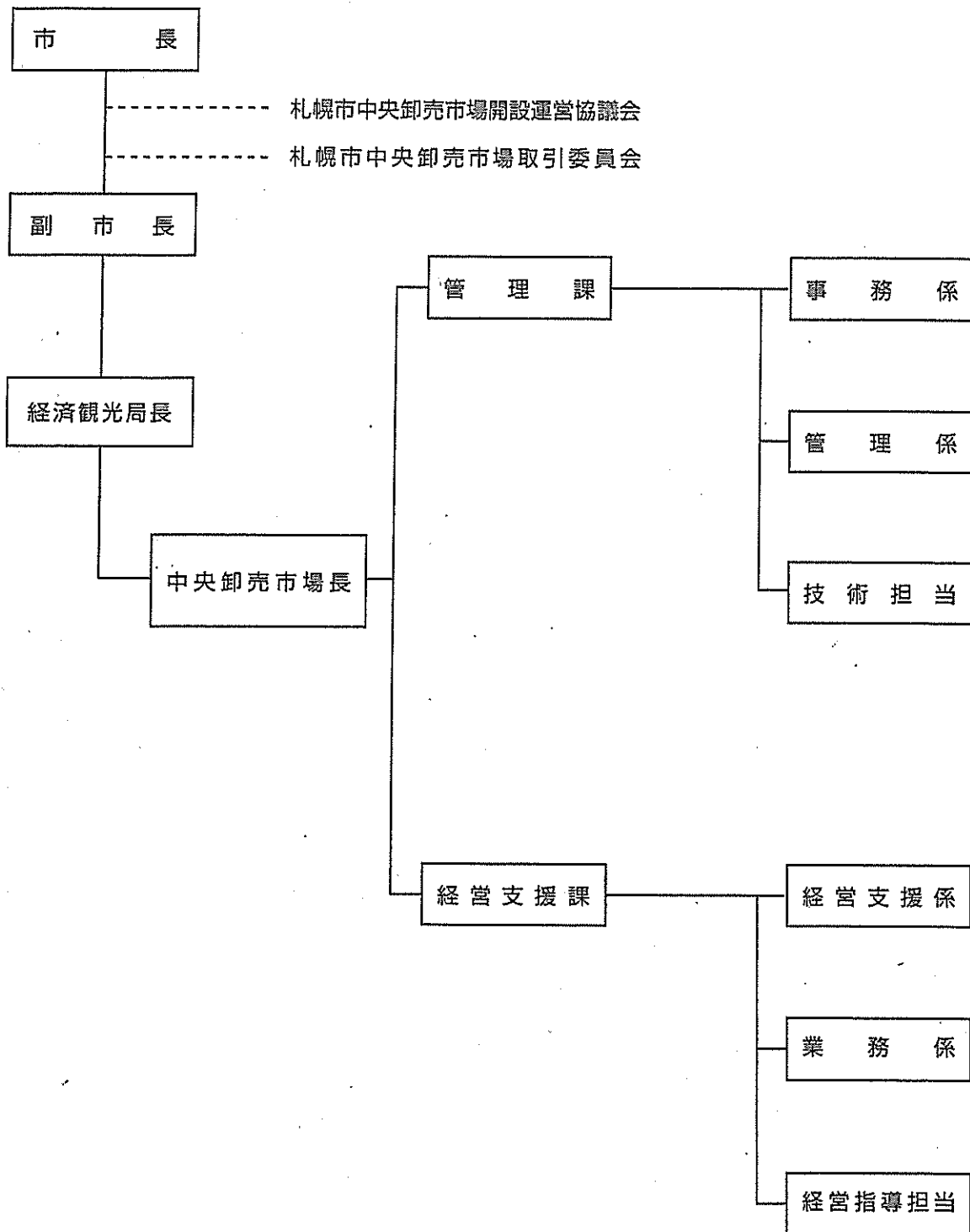
業務規程第64条第1項に基づき卸売業者から届出された
委託手数料の率 (平成21年4月1日から)

水産物部		曲メ高橋水産株式会社	丸水札幌中央水産株式会社
	生鮮水産物及びその加工品	100分の5.5	100分の5.5
	冷凍食品	100分の5.5	100分の5.5

青果部		札幌みらい中央青果株式会社
	野菜及びその加工品(缶詰及び瓶詰めを除く。)	100分の8.5
	果実及びその加工品(缶詰及び瓶詰めを除く。)	100分の7.0
	うずら卵	100分の8.5
	野菜及び果実の缶詰及び瓶詰め	100分の5.5
	野菜及び果実の冷凍食品	100分の5.5

① 組織図

(令和5年4月1日現在)



② 令和5年度職員数

(令和5年4月17日現在)

職員		職別	事 務	技 術	会 計 年 度 任 用 職 員	計
市 場 長			1人	人	人	1人
管 理 課	課 長		1			1
	係 長		2	1		3
	係 員		5	2	5	12
	計		8	3	5	16
経 営 支 援 課	課 長			1		1
	係 長		3			3
	係 員		6		6	12
	計		9	1	6	16
合 計			18	4	11	33

③ 事務分掌

管 理 課	経 営 支 援 課
事 務 係	経 営 支 援 係
(1) 文書の收受発送、公印管理 (2) 市場における使用料、手数料その他諸収入の徴収 (3) 市場事業会計の予算及び決算 (4) 市場事業の経理、財政計画及び資金計画 (5) 固定資産の管理 (6) 市場開設運営協議会の庶務 (7) 市場事業の経営計画の統括調整 (8) 施設の使用許可 (9) 場内他課係の主管に属しないこと	(1) 卸売業者、仲卸業者の経営支援に係る調査及び企画立案 (2) 市場流通品の販路拡大支援事業及び仲卸業者の経営近代化事業の推進 (3) 市場経営展望推進委員会の庶務 (4) 市場取引委員会の庶務 (5) 業務規程の改正等
管 理 係	業 務 係
(1) 施設の維持管理 (2) 関連事業者の営業許可 (3) 市場内の秩序保持	(1) 卸売業の許可、仲卸業の許可 (2) 卸売業者、仲卸業者の業務の調査、検査及び指導監督 (3) 売買参加者の承認及び指導監督 (4) 産地、出荷者及び出荷団体との連絡、調整 (5) 場内関係業者との連絡調整 (6) 生鮮食料品の消費流通状況に係る調査統計その他統計資料の作成 (7) 生鮮食料品等に関する情報発信
技 術 担 当 係	経 営 指 導 担 当 係
(1) 市場施設改修等計画	(1) 卸売業者、仲卸業者の経営分析、指導助言等 (2) 卸売業者、仲卸業者の財務検査

④ 札幌市中央卸売市場開設運営協議会

当協議会は、札幌市中央卸売市場事業の設置等に関する条例第5条の規定に基づき設置される市長の附属機関で、当市場事業の運営に関し必要な事項の調査審議を行っている。定数は15名以内(現員11名)で、生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する委員により構成されている。

■札幌市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿

(令和5年7月1日現在)

区 分	氏 名	現 職
生産並びに流通及び消費に関し学識経験を有する者	阿 部 秀 明	学校法人北海学園 北海商科大学大学院 商学研究科長・教授
	小 川 智 靖	一般社団法人 北海道水産会 常務理事
	奥 村 昌 子	藤女子大学 人間生活学部食物栄養学科 准教授
	軽 部 幹 夫	札幌市農業協同組合 代表理事組合長
	坂 爪 浩 史	北海道大学大学院 農学研究院 教授
	坂 本 洋 子	天使大学 看護栄養学部栄養学科 准教授
	星 原 智 江	公益社団法人 札幌消費者協会 理事
	佐々木 貴 文	北海道大学大学院 水産科学研究院 准教授
関係業界で学識経験を有する者	高 橋 清 一 郎	札幌市中央卸売市場水産協議会 会長
	水 野 明	一般社団法人 北海道市場協会 専務理事
	山 田 勝 利	札幌市中央卸売市場青果部運営協議会 会長

⑤ 札幌市中央卸売市場取引委員会

当委員会は、札幌市中央卸売市場業務規程第79条の2の規定に基づき設置される市長の附属機関で、当市場における売買取引に関し必要な事項の調査審議を行っている。定数は15名以内(現員14名)で、市場の売買取引に関する調整を迅速に行うため、当市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者のうちから市長が委嘱する委員により構成されている。

■札幌市中央卸売市場取引委員会委員名簿

(令和5年7月1日現在)

区 分	氏 名	現 職
水 産 物 部	高 橋 清 一 郎	曲ヶ高橋水産株式会社代表取締役社長
	竹 田 剛	丸水札幌中央水産株式会社代表取締役社長
	西 田 延 代	丸水札幌中央水産株式会社執行役員
	北 村 勝 満	札幌市水産物卸売協同組合理事長
	佐々木 貞 幸	札幌水産物商業協同組合理事長
	金 澤 範 幸	道央水産物商業協同組合理事長
	佐 藤 伸 一	札幌水産物精算株式会社常務取締役
青 果 部	山 田 勝 利	札幌みらい中央青果株式会社代表取締役社長
	丹 羽 豊 彦	札幌青果卸売協同組合理事長
	岸 田 茂 宏	札幌青果物商業協同組合理事長
	堀 崎 幸 博	道央青果協同組合理事長
	中 野 功	札幌中央青果協同組合理事長
	勇 崎 恒 宏	札幌青果物精算株式会社代表取締役社長
そ の 他	新 出 恭 子	一般社団法人札幌市中央卸売市場協会総務係長

令和5年度札幌市中央卸売市場 事業会計予算総括表

(単位 千円)

区 分			収 入		支 出		収入支出差引
			項 目	金 額	項 目	金 額	
当 年 度 分 収 入 及 び 支 出	収益的 収入 及 び 支 出	経 常 収 支	営 業 収 益	1,685,000	営 業 費 用	1,993,000	
			営業外収益	579,000	営業外費用	105,000	
					予 備 費	5,000	
			小 計	2,264,000	小 計	2,103,000	
		計		2,264,000	計	2,103,000	161,000
	資本的 収入 及 び 支 出		企 業 債	1,370,000	建設改良費	1,375,000	
			出 資 金	527,000	企業債償還金	1,053,000	
					予 備 費	5,000	
			計	1,897,000	計	2,433,000	
	当年度分損益 勘定留保資金等			588,168			588,168
	合 計			4,749,168	合 計	4,536,000	213,168
過年度分内部留保資金等			1,000,588			1,000,588	
総 計			5,749,756	総 計	4,536,000	1,213,756	

注：本表の金額には、消費税及び地方消費税を含む。

収益的収入及び支出・・・経営に伴って生じた全ての収入及びそれに対応する経費

資本的収入及び支出・・・市場施設を建設・整備するための財源及び経費

損益勘定留保資金・・・減価償却費など実際の現金支出を伴わない費用を財源としたもの

■内 訳 (単位 千円)

営業収益

売上高割使用料	395,826
施設使用料	963,077
雑収益	326,097

営業費用

市場管理費	1,217,897
減価償却費	775,103

営業外収益

一般会計補助金	291,103
長期前受金戻入	196,155
預金利息	12
消費税及び地方消費税還付金	68,416
雑収益	23,314

営業外費用

支払利息及び企業債取扱諸費	104,000
その他雑支出	1,000

令和4年度札幌市中央卸売市場 事業会計決算総括表

(単位 円)

区 分			収 入		支 出		収入支出差引
			項 目	金 額	項 目	金 額	
当年度分収入及び支出	収益的収入及び支出	経常収支	営業収益	1,716,676,408	営業費用	2,105,064,218	
			営業外収益	554,849,050	営業外費用	114,528,877	
			小 計	2,271,525,458	小 計	2,219,593,095	
		特 別 利 益	212,131,590	特 別 損 失	120,020,920	91,443,665	
		計	2,483,657,048	計	2,339,614,015	144,043,033	
	資本的収入及び支出	企 業 債	765,000,000	建設改良費	771,710,741		
		出 資 金	590,322,323	企業債償還金	1,180,644,646		
		計	1,355,322,323	計	1,952,355,387		△ 597,033,064
	当年度分損益勘定留保資金等			741,548,696			741,548,696
	合 計			4,580,528,067	合 計	4,291,969,402	288,558,665
過年度分内部留保資金			984,577,264			984,577,264	
総 計			5,565,105,331	総 計	4,291,969,402	1,273,135,929	

■経常収支内訳 (単位 円)

営業収益	1,716,676,408	営業外収益	554,849,050
売上高割使用料	392,935,460	一般会計補助金	302,016,955
施設使用料	938,172,982	長期前受金戻入	228,780,128
雑収益	385,567,966	預金利息	12,952
		雑収益	22,525,515
		消費税還付金	1,513,500
営業費用	2,105,064,218	営業外費用	114,528,877
市場管理費	1,232,697,625	支払利息及び企業債取扱諸費	113,436,912
減価償却費	796,479,810	消費税及び地方消費税	147
資産減耗費	75,886,783	雑支出	1,091,818

令和4年度札幌市中央卸売市場 事業業務量

項目	年度	4年度	3年度	比較	
				増 減 △	増減△率(%)
取扱量(トン)	水産物	73,209	70,741	2,468	3.5
	青果物	222,294	226,681	△ 4,387	△ 1.9
	計	295,503	297,422	△ 1,919	△ 0.6
取扱額(千円)	水産物	97,626,826	86,486,697	11,140,129	12.9
	青果物	56,690,398	54,832,578	1,857,820	3.4
	計	154,317,224	141,319,275	12,997,949	9.2

(注) 本表の金額には、消費税等を含む。四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

種 別	使用料計算の単位	使用料率 または金額
卸売業者市場使用料	1月につき、卸売金額から消費税及び地方消費税額を控除した金額の月額1,000分の2.5	1,000分の2.5
卸売業者売場使用料	1月1平方メートルにつき	1,122円
卸売業者荷さばき場使用料	1月1平方メートルにつき	785円
卸売業者低温売場使用料	1月1平方メートルにつき	1,122円
仲卸業者市場使用料	1月につき、仲卸業者が業務規程第56条第2項ただし書の規定により買入れた物品の販売金額から消費税及び地方消費税を控除した金額の月額1,000分の2.5	1,000分の2.5
仲卸業者売場使用料	1月1平方メートルにつき	1,122円
仲卸業者荷さばき場使用料	1月1平方メートルにつき	785円
仲卸業者中2階事務所使用料	1月1平方メートルにつき	697円
第1種関連事業使用料	1月1平方メートルにつき	1,122円
第2種関連事業使用料	1月1平方メートルにつき	1,683円
第3種関連事業使用料	1月1平方メートルにつき	2,244円
事務所使用料A	1月1平方メートルにつき	1,122円
事務所使用料B	1月1平方メートルにつき	2,244円
保管庫使用料	1月1平方メートルにつき	785円
空地使用料A	1月1平方メートルにつき	500円
空地使用料B	1月1平方メートルにつき	1,000円
水産保冷配送センター使用料 (6月から9月まで)	1月1棟(3階部分を除く。)につき	3,090,900円
水産保冷配送センター使用料 (1月から5月まで及び10月から12月まで)	1月1棟(3階部分を除く。)につき	2,850,200円
高架下定温倉庫使用料	1月1平方メートルにつき	1,090円
高架下一般倉庫使用料	1月1平方メートルにつき	860円
高架下書庫使用料	1月1平方メートルにつき	510円
高架下配送センター使用料	1月1平方メートルにつき	860円
立体駐車場使用料	1月1両につき	8,500円
調理実習室使用料	午前又は午後1回につき	7,200円
	全日1回につき	14,400円
大会議室使用料	午前又は午後1回につき	1,700円
	全日1回につき	3,400円
小会議室使用料	午前又は午後1回につき	1,200円
	全日1回につき	2,400円
その他の施設使用料	1月1平方メートルにつき	2,244円

備考

- 事務所使用料Aは、仲卸業者の団体、売買参加者及び買出入の団体その他市長が別に定めるものが事務所を使用する場合に適用し、これら以外のものが事務所を使用する場合には、事務所使用料Bを適用する。
- 空地使用料Aは市場用地を建物その他工作物の敷地として使用する場合に適用し、空地使用料Bはこれ以外の場合に適用する。
- この表において、「午前」とは午前8時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「全日」とは午前8時から午後5時までをいう。
- 調理実習室の供用時間(午前、午後又は全日をいう。備考5において同じ。)を超過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとに1,800円を加算する。
- 大会議室又は小会議室の供用時間を超過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとに大会議室使用料にあっては400円、小会議室使用料にあっては300円を加算する。

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県内視察）

会派・議員名 浦西 敦史

年 月 日	令和7年2月5日、6日				
政務活動先	奈良県吉野郡天川村、野迫川村、主要地方道高野天川線				
政務活動の目的	主要地方道高野天川線、早期整備促進				
相手方	五條市長、天川村長、野迫川村長				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	道路整備状況の確認 今後の整備に向けての課題確認				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	高野天川線	レンタカー （往復）	大淀町～野迫川村	15,000 円	64
	宿泊費	8,000 円	内訳：2/5 宿泊 8,000 円 ホテルのせ川		65
			内訳：		
	合計 23,000 円 （ すべて政務活動費 ）				
備考	添付資料：説明資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

主要地方道高野天川線 説明資料

奈良県議会議員

浦西 敦史 様



野迫川村（雲海）



天川村（大峰山寺）



五條市大塔町（大塔天文台）

令和 7 年 2 月
(五條市・天川村・野迫川村)

(要旨)

主要地方道高野天川線の整備促進について

(理由)

主要地方道高野天川線は、和歌山県高野町から奈良県野迫川村、五條市大塔町を経て天川村に至る紀伊半島中央部を東西に結ぶ主要なルートであり、古くは高野七口の一つである大峯口とよばれる、高野山と大峯山の2大霊場を結ぶ高野・大峯街道「すずかけの道」として多くの巡礼者が往来した歴史の道です。

平成16年に霊場及び巡礼路が文化的景観に相応しいと世界的に評価され「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されました。高野・大峯の二大霊場は、日本の心のふるさととして内外の注目を集めることとなり、沿線市町村の観光と文化の拠点を紡ぐ主要ルートとして、その重要度が益々高まっております。

年間交流人口では、高野山地域が約118万人、天川地域が約65万人であり高野山の歴史性を求めて多くの外国人が関空から高野へとダイレクトに訪れている現状に鑑み、高野を入口とした奈良県南部地域のインバウンド観光の振興も可能性を帯びており、弘法大師の高野山開創のルートである高野天川線の注目度も高まっております。

地域及び来訪者からの道路の整備を望む声は非常に高く、その整備促進は地域観光の振興に直結するものと考えますが、沿線市町村の恵まれた自然環境や文化的景観等豊富な地域資源を広域的に回遊するに至っておりません。高規格道路である「南阪奈道路」・紀伊半島アンカールートある「京奈和自動車道」「国道168号」「国道169号線」の整備が進捗し、新たなアクセスルートが形成される中で、紀伊半島中央部を横断する路線の整備することでその回遊性を一層向上させることとなり、強いては奈良県が推し進める骨格幹線道路ネットワークを補完し、安全・安心を支える道路整備の推進に寄与するものと考えております。

観光面また、防災の面においても、最近の異常気象による土砂災害、今後想定されている南海トラフ巨大地震等の災害に対し広域的な援助を速やかに受ける事ができ、高野天川線沿いの各地で発生が予想される孤立事案を防止、事案の減少を見込めます。

実際、平成23年に発生した紀伊半島大水害時には、野迫川村等で災害による停電等が発生した際、通行可能であった本路線を電源車が通行し電気の早期復旧ができたことなど、観光のみならず、生活道路、災害時の機材・物資の輸送路として無くてはならない道路です。

五條市・天川村・野迫川村としましては道路整備促進のための重点的な取組事項としまして、

- ・高野天川線沿いの所有者明確化のための地籍調査（国土調査）事業の加速化
- ・高野天川線の改良地区の用地交渉促進のための地元調整等

以上の２項目について強く推進していくところでございます。

まだまだ未改良の箇所が多くある当路線の狹隘箇所の早期整備の実現により、バスや来訪車等の地域間の安全通行を通してインバウンド観光の振興、南部地域よりの観光客の流入の促進により、雇用の創出と地域力の向上を図り、自然・歴史・文化の香りの高い真に住みよい地域づくりの実現及び災害に強い道づくりのため、以下の項目について格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 令和７年度予算において道路整備に必要な所要額の総額の確保
2. 主要地方道高野天川線の早期整備促進
 - ・歴史・文化そして観光の基軸として、紀伊半島を東西に結ぶ主要地方道高野天川線の未整備区間の２車線道路整備及びバイパス等（トンネル整備による）の整備促進

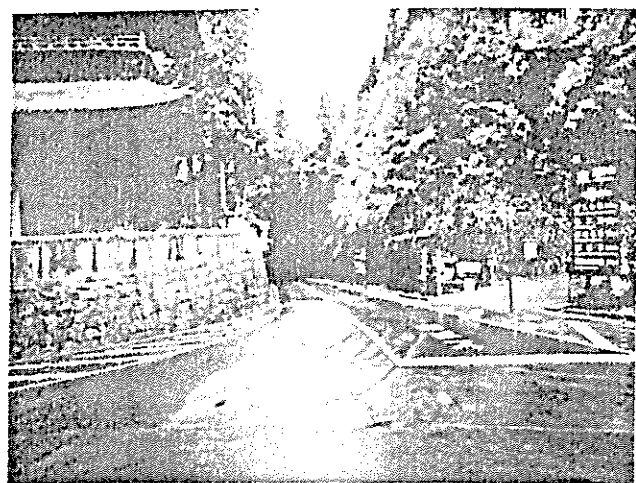
令和 7 年 2 月 5 日

五條市長	平	岡	清	司
天川村長	車	谷	重	高
野迫川村長	吉	井	善	嗣

主要地方道高野天川村線現況写真（狹隘箇所等）

①高野町（起点から県境付近）

高野天川線起点



至野迫川村（狹隘箇所）



至野迫川村（狹隘箇所）



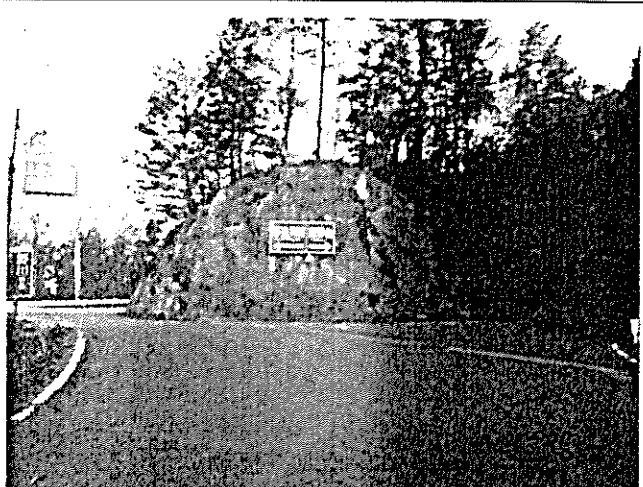
至高野山（狹隘箇所）



県境付近

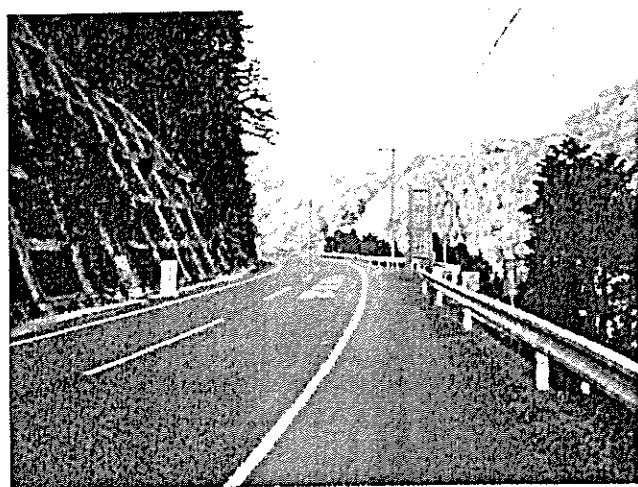


県境付近



②野迫川村 (上～池津川地区)

野迫川村、五條市界



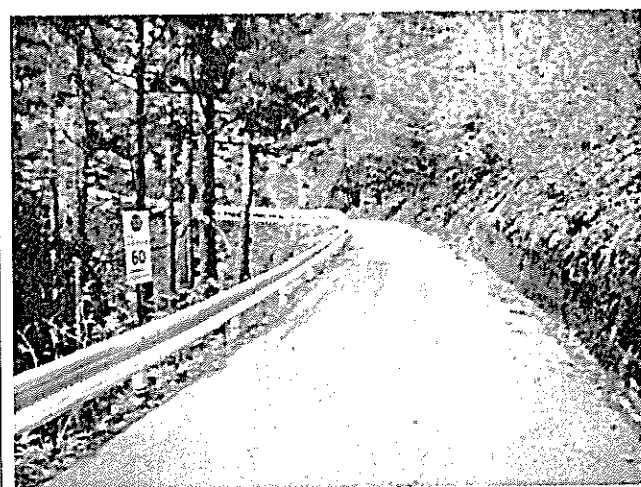
上地区狭隘箇所



上地区狭隘箇所



路線標No. 60 付近



路線標No. 44 付近



路線標No. 37 付近



③三
五

中

路

③五條市大塔町（中原地区）

五條市、天川村境



改良箇所（阪本地区）



中原地内災害復旧完了箇所



路線標No.156 付近



路線標No.159 付近



路線標No.168 付近

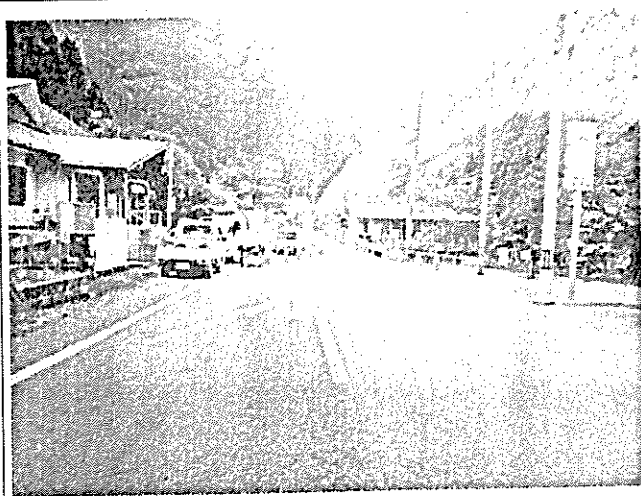


④天川村（庵住、山西地区）

五條市、天川村境



山西地区



山西地区狭隘箇所



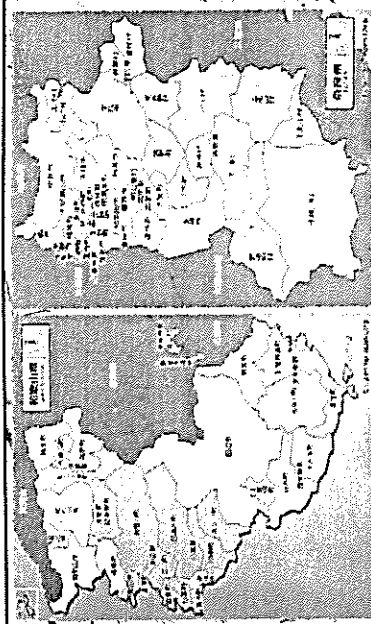
庵住地区狭隘箇所



高野天川線終点



主要地方道高野天川線 位置図



総延長L=48.3km

高野町管内
L=8.4km

野迫川村管内
L=14.7km

五條市管内
L=4.8km

天川村管内
L=20.4km

天川村終点

広域的なルート構想
トンネル L=2,530m
進入路部 L=460m

R168 阪本工区
1.4km

広域的なルート構想
トンネル L=3,000m

あしのせ (災害箇所)

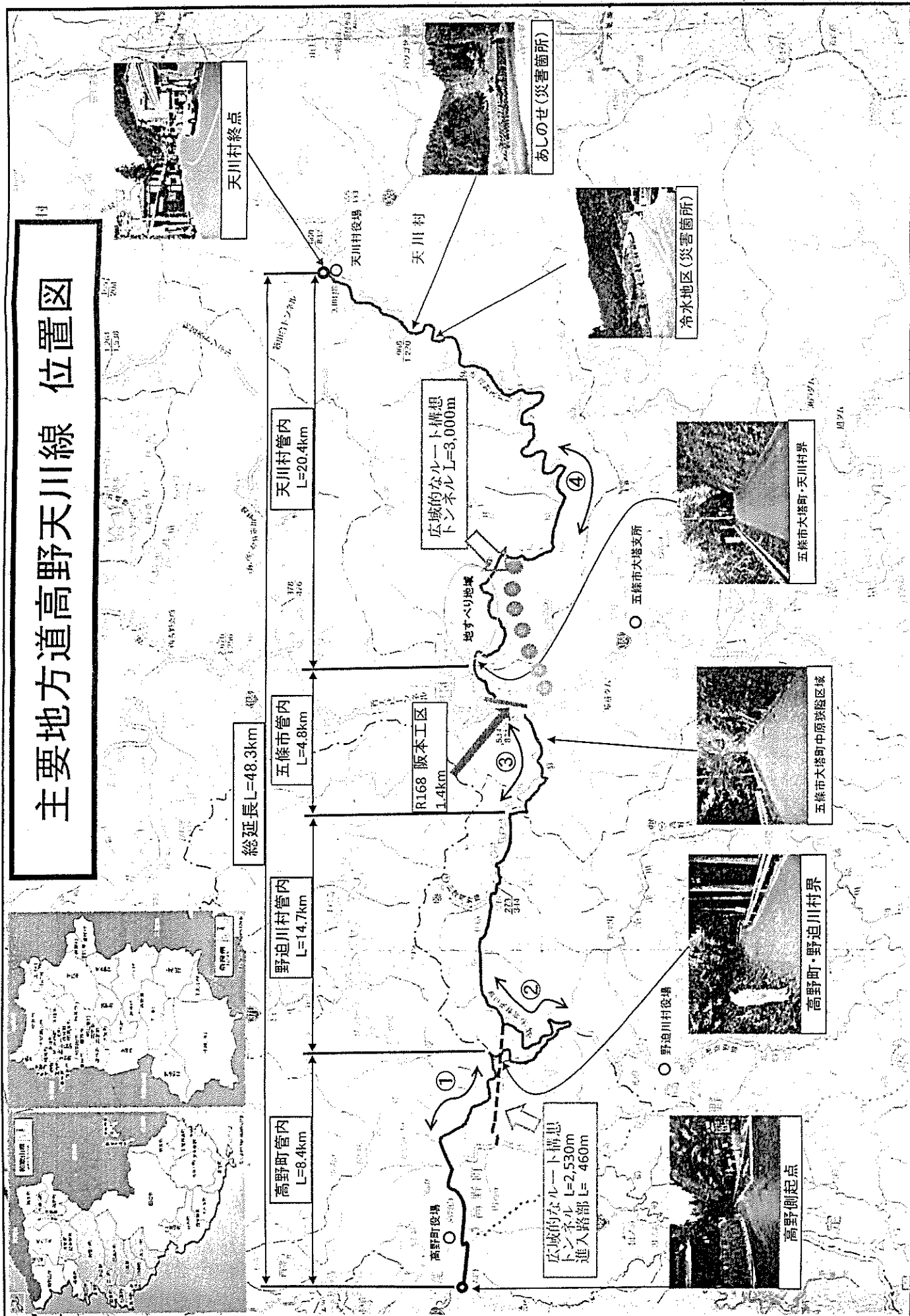
高野側起点

高野町・野迫川村界

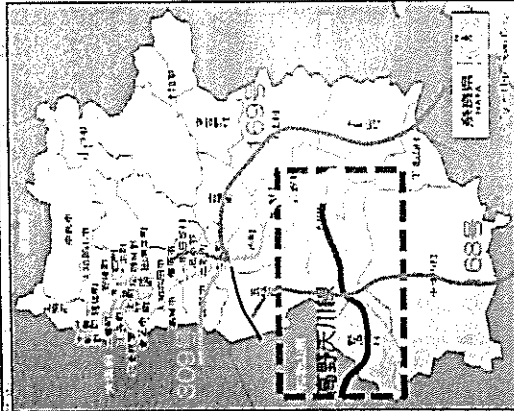
五條市大塔町中原狭路区域

五條市大塔町・天川村界

冷水地区 (災害箇所)



主要地方道高野天川線改良状況図 (天川村)



天川村管内 延長 L=20.4km

九尾地区から塩野地区 L=16.6km

急峻な地形の探險区間
山西地区から塩野地区
L=5.2km
(所要時間 10' 30")

1. 防災・安全交付金事業 (庵住工区)
1. 5車線 改良 (事業化箇所)

2. 防災・安全交付金事業 (山西工区)
1. 5車線 改良 (事業化箇所)

広域的なルート構想
トンネル L=3,000m

国道168号
辻堂BP 4.1km

トンネル構想五條側入口候補地

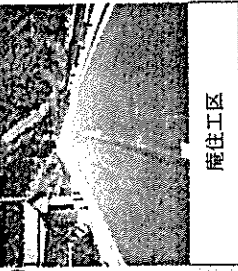
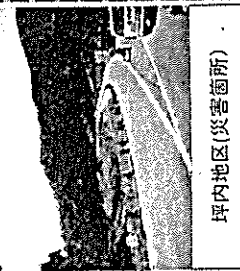
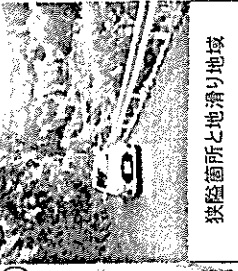
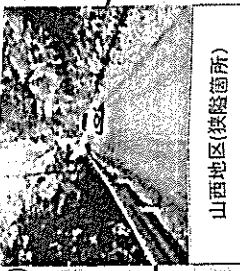
国道168号
阪本工区 1.4km

高野天川線

地すべり地域

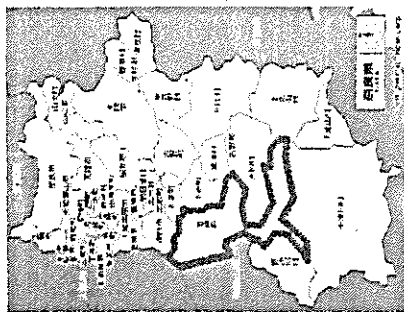
天川村
山西地区内
標高476m

五條市大塔町
小代地区内
標高442m



- 改良済区間
- 事業実施予定区間
- 未改良区間
- 写真撮影箇所

主要地方道高野天川線 五條市管内位置図



国道168号
新天辻工区
L=7.2km

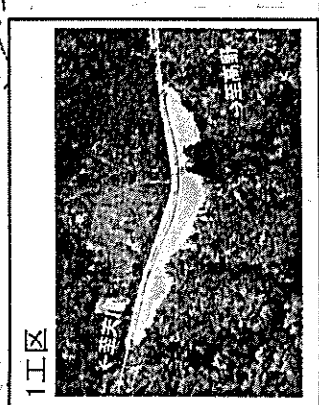
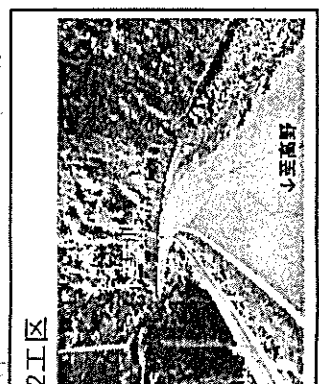
国道168号
阪本工区
L=1.4km

五條市管内

中原工区

1,534
1,871

273
344



2工区
道路予備設計、路線測量
地質調査
道路予備設計、道路計測設計、
用地買収 等

1工区
駐置盛土工、舗装工 等
法面工、張出車道工

— R6年度整備場所
— R7年度以降計画区間

野迫川村管内L=14.7km

-2車線改良率L=8.6km(58.5%)

- 2車線改良区間5.7km
- 2車線改良区間5.5km
- 2車線改良区間1.9km

凡例	
[Light Gray Box]	2車線改良済区間
[Medium Gray Box]	1.5車線改良済区間
[Dark Gray Box]	未改良区間区間

凡 例	
2車線改良済区間	
1.5車線改良済区間	
未改良区間区間	

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 浦西 敦史				
年 月 日	令和7年2月14日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 2024年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県の人権や福祉に関する政策の調査研究のため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、現地調査や奈良県職員を講師に招き勉強会を行っている。 ◆本会の活動頻度 数ヶ月に一度、勉強会を開催。会報も発行。県外研修も年に一度開催。 ◆参加者の状況 奈良県議会議員や市町村議会議員等が参加。 勉強会や会報誌を通じて人権に関する最新の情報・動向を知ることができる。また、部落差別の歴史的背景や経緯を詳しく知ることのできる貴重な会であると考えます。			
経 費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	30,000 円	2024 年度年会費	6 7
	合計 30,000 円（すべて政務活動費）			
備 考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連携し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の振興をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び終結は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

〔2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正〕